

オケージョナル・ペーパー No.99

## 甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開

—職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—

2019年5月

法政大学

日本統計研究所

# 甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開

－職分表から昭和 30 年国勢調査の職業分類まで－

森 博美\*

## はじめに

維新政府の存立を揺るがした西南戦争の終結からわずか 2 年後、明治 12 年末日を期して一つの人口・世帯調査が実施される。太政官権大書記官杉亨二の手になる「甲斐国現在人別調」(以下「甲斐調査」と略称)がそれである。大正 9 年の第 1 回国勢調査に 40 年以上も先だって実施されたこの調査を、わが国の統計局の正史は「本邦国勢調査の濫觴」〔総理府統計局 1951 2 頁〕と位置づけている。また、わが国における代表的な統計史家の一人である鮫島龍行は「甲斐調査」での家別表の採用を「表式調査から近代的な調査票形式、いわば点計調査形式への最初の移行」〔相原・鮫島 1971 59 頁〕に注目し、また社会的身分と産業・職業とが混在していた前近代的性格を持つ「職分表」に代って「生業形態が支配的な社会における産業分化」を反映した職業分類を採用〔同 46 頁〕している点などから、この調査を「明治草創期のわが国官庁統計に深くまつわりついていた前近代性を、明治 12 年というきわめて早い時期に鋭く切断した」〔同 39 頁〕画期的意義を持つ調査と評価している。

「甲斐調査」に対してはこのような後世の評価がある一方で、調査を指揮した杉本人も「此表(「甲斐調査」の結果報告書である『甲斐国現在人別調』(以下『人別調』と略称)所収の集計結果表一引用者)は数字にて記しあれば人骨を見るやうにて面白からぬことにや誰も顧みるものとても無く、七八年の間山野に暴しあるも同様の姿・・・」〔世良編 1902 163 頁〕と嘆いているように、結果データそのものは、これまで必ずしも広範に利用されてきたとは言い難い。

これには、いくつか理由が考えられる。その 1 は、杉らが「甲斐調査」を全国を版図とした悉皆型の人口・世帯調査実施のための準備的調査<sup>1)</sup>として実施した点である。このことは、結果報告書である『人別調』に日本全土を対象に実施するとした際の予算の見積<sup>2)</sup>が記載されていることから窺える。調査が山梨県という一行政区だけを対象として実施されたものであったことから、全国における同県の位置あるいは他県との比較といった分析的利用はできない。

第 2 に「甲斐調査」で把握の対象とされている人口は本籍者と有世帯寄留者のみを対象とした特異な人口概念によるものである。そのために調査から得られた人口もその後わが国で実施され

---

\* 法政大学名誉教授・法政大学日本統計研究所名誉研究員

1) 杉は「山梨縣現在人別調緒言」において、「夫レ人別ノ調査ハ國家ノ大典ニシテ固ヨリ容易ナル事業ニアラス。此政表ノ如キハ之ヲ明治十三年ノ全國人員ニ較ブレハ僅カニ九十分ノ一ニ過キストイヘトモ端緒スニ開ケ之レニ由リテ豫メ法則ヲ定メ準備ヲ為シ漸次事ニ從ヒ全國に及ボスコトヲ得バ此挙ノ効用亦マサニ尠ナカラザラントス」〔統計院 1882 7 頁〕と「甲斐調査」の意義を述べている。

2) 『人別調』の「山梨縣現在人別調緒言」には、政府並びに甲斐国による出費総額 5759 円 99 銭 5 厘 8 毛、人口 1 人当たり 1 銭 4 厘 4 毛 9 絲に当たるとして諸外国での 1 人足りの経費との比較が掲げられている〔統計院 1882 5-6 頁〕。

る国勢調査における人口のような現在人口でも常住人口でもない。それが後続の調査との統計概念上の整合性を欠いていることから、時系列的な比較可能性は担保されていない。

このように「甲斐調査」の結果データは、国勢調査など他の調査との比較面でいろいろな利用制約を持つ。ただその一方で、「甲斐調査」が甲斐国全管を版図として画一的な調査方法に従って実施されている点に注目すれば、その結果数字は少なくとも何らかの意味で当時の甲斐国の社会経済の実態の一端を反映していると考えられる。そのことは、かつて花房直三郎が「明治 12 年末の甲斐国」において行ったような同国を対象とした分析、あるいは筆者がこれまで行ってきた甲斐国内の地域分析〔森 2019a、2019b、2019c〕などには十分有効性を持つものと考えられる。

ところで、『人別調』に「職業分類」として所収されている職業別従事者の結果表では、職業に関して独特の項目による分類区分が採用されている。それはそれまでの戸籍法に基づく職分表ともまた現在国勢調査で用いられている職業分類とも大きく異なるものであり、今日では見ることのできない特異な表章項目や用語なども少なからず含まれている。そのいくつかは『人別調』の職業データそれ自体の基本的性格に関わるものである。そこで本稿では、これまでの職業分類あるいは統計分類に関する研究成果などを参照資料として、わが国における職業分布の変遷過程を跡付けるとともに、『人別調』における職業分類の特徴や産業データとしての利用可能性について考察してみたい。

本稿の内容はおおよそ以下の通りである。第 1 節ではまず「人別調人心得書上げ雛型」並びに『人別調』の結果表から職業概念の特徴を概観する。また第 2 節と第 3 節では〔相原・鮫島 1971〕、〔統計局 1974〕、〔三瀨 1983〕など主として参考にしながらか「職分表」、『人別調』の職業分類、さらには大正 9 年の第 1 回調査から国勢調査の職業分類がほぼ現在のような姿を整えることになる昭和 30 年調査の職業分類に至る変遷過程を、国際的な統計基準の統一化の動きや戦時体制といった統計調査が置かれた特殊歴史的状況、さらには産業分類や従業上の地位分類の職業分類からの分離・独立などに関連づけながら論じる。第 4 節では産業分類、職業分類、さらには従業上の地位分類について、分業の進展などに関連づけつつその概念的整理を試みる。そしてさいごにむすびにおいて、『人別調』における職業分類に立ち返り、その性格規定を行うとともにその利用可能性などについて考察する。

## 1. 「人別調人心得并家別表書込雛型」から見た『人別調』の職業分類の特徴

『人別調』には職業別集計結果として 17 分野 680<sup>3)</sup>種の職業項目名による集計結果が掲載されている。表1はその業種項目数を分野別に示したものである。

「甲斐調査」では、人々の従業状況の把握に際して後の国勢調査には見られないいくつかの独特の用語が使用されている。それらは『人別調』における職業概念を規定するとともに、職業データの分析的利用の面での資料価値にも少なからず影響するものである。そのため本節ではまず、『人別調』に「人別調人心得并家別表書込雛形」（以下「心得」ないし「雛形」）として所収されているものの中で特に「職業ヲ調フル心得」の部分に記載されているデータの利用の際に特に留意すべきであると考えられるいくつかの点に関して、「心得」あるいは「雛形」における記載例を参考に

3) 花房〔花房 1908 2 頁〕も三瀨〔三瀨 1983 74 頁〕も職業の種数を 681 としているが、実際に『人別調』に結果表として掲載されている職種数は 680 である。

確認しておくことにする。

その 1 は、表1に「自宅ノ用ヲ足ス程ノ業」として掲げられた 9 職種(農作1、身装1、織物7)に関するものである。これらの職種は、「職業者ニ非ラストイヘトモ縫針ヲ為シ機ヲ織リ自宅ノ用ヲ足ス程ノ婦女ハ皆之ヲ書き載セ業名ノ肩ニ印ヲ附ケテ本職ノ人ト分ツヘシ。譬ヘハ針仕事ナレハ(○針仕事)ト書スルカ如シ」[『人別調』16 頁]として「甲斐調査」の「家別表書込雛形」では右に例示したような形で報告を求めることで、自家用の労働としてその仕事の種類を把握している。そしてその

表1 『人別調』の職業分類(17分野別項目数)

	本業項目	自宅ノ用ヲ足ス程ノ業	計
1 農作等ニ係ル業	29	1	30
2 飲食等ニ係ル業	32	0	32
3 身装ニ係ル業	43	1	44
4 建物等ニ係ル業	23	0	23
5 家具等ニ係ル業	27	0	27
6 織物等ニ係ル業	29	7	36
7 金物ニ係ル業	26	0	26
8 其他ノ製造ニ係ル業	76	0	76
9 商業	173	0	173
10 通達融通等ニ係ル業	44	0	44
11 公役等ニ係ル業	62	0	62
12 宗教ニ係ル業	8	0	8
13 教育ニ係ル業	19	0	19
14 医術等ニ係ル業	23	0	23
15 学術等ニ係ル業	23	0	23
16 遊芸等ニ係ル業	22	0	22
17 其他ノ業	12	0	12
合計	671	9	680

結果は、『人別調』では○製絲、○生絲製造などといった形で集計表における表章項目として記載されている。

これらのカテゴリーに属する職種に従事する者については、その労働の行使が主に自家消費の用途に向けられたものである点を考慮すれば、職業データを用いた分析を行う際にはそれらを除外して取り扱うのが適当と考えられる。

女	女
妹	妻
○ 機織	○ 針仕事

第 2 は、「甲斐調査」が生産年齢以上の者について、就業の有無だけでなく労働の遂行量ないしは熟練の程度によって従業者を区別している点である。家別表の「雛形」によれば、「甲斐調査」は右のように職種名に「足ラス」と附記させることでそれを把握している。なお、「心得」は、「職業者ハ其巧拙ニ拘ハラズ先ツ一人前ノ働キアル者ヲ定規トナス」としているが、ここでの「一人前」とは「自分ノ職業ヲ以テ其身ノ衣食ヲ賄ヒ得ルヨリ以上ヲ云フ」と規定されている。さらに「心得」は「一人前」の該当者について、「男女十五年以下ニシテ職業ヲナス者アラハ一人前ニ足ラストイヘトモ其何職業タルコトヲ書スヘシ。又十五年以上ニテ職業ナキ者ハ其桁ニ(ナシ)ト書シ職業アリトイヘトモ一人前ノ働キニ足ラサル者ハ業名ノ肩ニ(足ラス)ト書スヘシ」[同 16 頁]と年齢によってその取り扱いを区別している。

足 ラ ス
直 農 作

以上のことから、15 歳未満者で「足ラス」とされた者について「甲斐調査」は、その稼得が生計を充足する水準に達していない場合にも、いわゆる児童労働として当時の甲斐国における社会化された労働の一定部分を担っているものとみなしている。この点を考慮すれば、「一人前ニ足ラス」の者については、今回、職業データを用いて行う分析においては従業者として扱うのが適当であろう。

第 3 は、今日の従業上の地位分類に関係するものである。「心得」には、「職業者ノ名アリトイヘトモ其實ハ職業ヲナサル人アリ。譬ヘハ耕地持ニシテ自カラ耕作ヲナサス織屋ノ主人ニシテ自カラ

織物ヲナサス酒造家ノ主人ニシテ自カラ醸造ヲナサハルカ如シ。右ノ類ハ耕地持ナラハ(農作主)ト書シ織屋ナレハ(織元)ト書シ酒造家ナレハ(酒造主)ト書スヘシ」〔同17頁〕とある。これは、農作、機織、酒造分野での財貨の生産に対して直接的な労働の行使という形態ではなく必要な生産手段の所有・提供者として専ら関与していることを意味する。これらの他にも『人別調』の職業には、「酒造支配人」、「製絲元」、「靴製造主」といった職種名がいくつかの業種に関して配置されている。

穀 商 支 配 人	製 絲 元	靴 製 造 主
-----------------------	-------------	------------------

この点を鮫島は、「織元」は「織物等ニ係ル業」において管理的経営者的労働にしたがう個人を集括するものであり、「今日の用語でいえば「管理的職業従事者」あるいは「業主」を指し、「生産工程上の労働にしたがう個人」にあたる「機織」とは区別されるとしている〔鮫島1971 45-6 頁〕。ただ、『人別調』の職業分類項目の中には、鮫島が言うような「管理的職業従事者」だけでなく、所有を基礎とした財産所得に依拠した無業者あるいは雇主といったカテゴリーに該当する職種項目も含まれており、有業者だけに限定した今日の職業分類き比べて幾分広義に職業概念が捉えられていること、また職種項目として挙げられたものの中に従業上の地位に従った区分が混在していることがわかる。

第4は、家族従業者の扱いに係るものである。「心得」では商業分野での従業に関して、「商業人ハ家主ノ業名ノヲ書シ其家族ハ何商手傳ト書ス可シ。尤モ家族ノ内家主ト商賣違或ハ職業違ノ者アラハ何商賣、何職業タルコトヲ其人ノ桁ニ書スヘシ」〔同20頁〕としている。その意味では「〇〇商手傳」については、家族従業者として取り扱うのが適切かと思われる。ただ、家主が糸商に従事する世帯の「雛形」〔同28頁〕では妻の職業欄は空欄となっているのに対して農作に従事する世帯の「雛形」〔同26頁〕では妻の職業欄には農作そして副業として機織が併記されるなど従事する産業によってその取扱いが異なる。このように、『人別調』では商業分野での職種に関しては家族従業者の把握はやや一貫性を欠くものとなっている。この点を考慮すれば、『人別調』の職業データでは、農作以外で女子が従業可能な職種に関しては従事者数が実際よりは幾分過少に把握されているといえよう。

女
妻
機織
農作

第5に「心得」によれば、「自製ノ品物或ハ他ヨリ仕入レタル品物ヲ見世(店一引用者)ニテ商フ人」と「出商ヒスル人」を、それぞれ例えば「艾商」と「艾売」として区別するなど、『人別調』の職業分類項目では業態に関する区別も行われている。

第6に『人別調』の職業分類は「雇」と「日雇」とを次のように区別して扱っている。すなわち、従事する業種が特定可能なものについては農作雇、柚職日雇、綿繰雇、両替屋雇などと明記する一方、商う商品名が特定できない者は商雇として一括することで個々の業種との対応付けができないものについても商業という統合分野での雇用関係にある者として特定されている。ただし、日雇者で複数の業種の業に従事している者の場合には「多クナス所ノ稼キヲ書スヘシ」として、「心得」には「重モノ荷持ヲナス者ハ(荷物日雇)ト書シ使ヒヲナス者ハ(使日雇)トスルカ如シ」〔同22頁〕と例示されており、例えば「通達融通等に係る業」という大分類に類別された各業を跨ぐ形で雇あるいは日雇という就労形態で従事している者については、当該大分類における雇あるいは日雇として扱われている。さらに、雇、日雇として従事する業種が複数の大分類に属している者については、『人別調』の職業分類では「其他の業」というその他大分類項目における日雇あるいは雇人として一括表章されている。

## 2. 『人別調』の職業分類の特徴に関する先行研究

『人別調』の職業分類を本格的に取り上げてその特徴を論じた既存研究は多くはない。ここではその中から鮫島〔相原・鮫島 1971〕と三瀧〔三瀧 1983〕の所論を取り上げ、そこで彼らが『人別調』の職業分類に関してどのような評価を与えているかを見ておくことにする。

### (1) 鮫島による「職業分類」の評価

鮫島は、『人別調』が採用している職業分類について、それが持つ社会面と経済面というそれぞれ次元を異にする二つの観点からその意義を評価している。

まずその社会面に関して彼は、『人別調』においてわが国の「職業分類」が江戸期以来の封建的身分制度の残滓を色濃く残していた「職分表」からの明確な決別が見られる点をその大きな特徴として挙げている。

明治4年4月の太政官布告第170号として制定された戸籍法は、それまで人別帳外とされていた者も含め華族、士族、神官、僧尼、農工商庶民を単一の戸籍制度に基づいて統一的に把握するものであった。また明治5年には戸籍法に基づく「戸口調査」が実施され、実地調査に基づいて「戸籍表」と「職分表」が作成される。この調査では「第二號区内職分表式」に従い官員、華族、卒、僧侶、農、商、兵隊、士族、祠官、工、雑業という「職分表」の区分に従った該当者数の報告を市町村等に対して求めている〔統計局 1976 13 頁〕。

このような「職分表」における職分の区別について鮫島は、「官員・兵隊・祠官・僧侶のような個人の属性としての「仕事の種類」（個人のおこなう労働形態の種類）」、「農工商および雑業（今日のサービス業にあたる）のような産業概念に相当するもの」、それに「華士族のような個人の経済活動とは無関係な社会的身分」とが混在している点に注目し、それが「職分」という名称が示すとおり、…旧幕時代から受けついで封建的な身分制度的社会階層をより濃厚に表現」〔相原・鮫島 1971 35-36 頁〕したものであった点をその大きな特徴として指摘している。

ところでこの「職分表」の調査表式は明治5年の戸口調査の実施に先立って改められることになう。そこでは華族・士族・卒（旧幕時代の下級武士に対して与えられた族称〔同 34 頁〕）といった族籍事項の部分が「戸籍表」へと移される一方、「職分表」には分野別に細分した学問や技術に関する諸項目が新設され、官員・神官・兵隊・従者・皇学・支那学・英学・仏学・兵学・医術・武術・算術・筆学・農・工・商・雑業・雇人の18区分が採用される。その結果、それまでの「職分表」が持っていた族籍に関わる側面は一応払拭されることになる。しかし、鮫島も指摘しているように、表式の記載にあたっての留意事項に「官員神官華士族卒兵隊僧尼旧神官ノ召使は従者ノ部、平民ノ召使ハ雇人ノ部」に入れると記されている点からも分かるように、「職分表」から族籍的要素が完全に取り除かれたわけではない〔同 36 頁〕。

ところで『人別調』の「職業分類」にも「雇」という分類項目が設けられている。これについて鮫島は、「雇」は賃金労働者の意味であって、明治5年職分表で「雇人」を「平民ノ召使」と規定するような、封建的身分社会の観念を残している形跡は全くなかった」〔相原・鮫島 1971 47 頁〕として『人別調』の「職業分類」の「職分表」との本質的な相違いを強調している。そして彼は「職分表」に内在する族籍的要素を「きわめて前近代的な性格のもの」〔同 39 頁〕とする立場から、『人別調』の「職業分類」において社会的身分に関わる族籍的要素が完全に取り除かれている点に注目し、「甲斐調査」が「明治草創期のわが国官庁統計に深くまつわりついていた前近代性を、明治12年という

きわめて早い時期に鋭く切断した」〔同 39 頁〕とその歴史的意義を高く評価している。

『人別調』の「職業分類」に対する鮫島のもう一つの評価の視点は、当時の分業の進展状況という経済的側面に関するものである。

『人別調』の「職業分類」の分類体系の特徴について鮫島は、「大分類項目は産業的区分であり、その細分類項目は、若干の例外はあるけれども、だいたいにおいて個人がいとむ仕事、すなわち労働の同質性によって区分されているかにみえる」〔相原・鮫島 1971 43-44 頁〕としている。そしてその大分類区分に関して「第 1 次・第 2 次・第 3 次産業部門として、現代の産業構造と対比しても差つかえないほど近代的分類方法になっている」〔同 45 頁〕と高く評価し、17 区分に基づく分類を三大産業部門に統合した対応表〔同 43 頁 表 11〕を提示している。もっともこの表では「身装ニ係ル業」は全面的に第 2 次産業に属する産業とされているが、そこに含まれる理髪職、理髪職弟子及雇、女髪結、女髪結下梳などは明らかに第 3 次産業として格付けされるべき職種である。その点では、『人別調』の「職業分類」の 17 区分を直ちに「産業大分類」とみなすには多少留保が必要であるように思われる。

『人別調』の「職業分類」を 680 区分からなる小分類レベルで見ると、17 の大区分（以下、大分類）のそれぞれに属する小分類項目は、生産・提供する財貨やサービスの種類に従って系統的に配置されていることがわかる。そのため、それらを適宜名寄せすることによって産業中分類のような上位分類への部門統合が可能である。

ただ、『人別調』における職種の具体的な配列を見ると、個々の職種の配置は実際には産業によって異なり、それらはいくつかのタイプの異なる構成原理に基づいていることがわかる。以下にそれを若干の事例とともに挙げておこう。

その 1 は生産手段の所有状況による区別である。「農作等ニ係ル業」の直農作主、直農作、直下農作主、直下農作、下農作主、下農作、農作、農作雇、農作日雇、寺地直農作主、寺地直農作といった職種区別がその例である。農地所有あるいは農地そのものの制度的性格の相違に従っていくつかの職種が区別されている。さらに、そこでは農作主、農作、農作雇、農作日雇と農作という労働の行使にあたっての従業上の地位的な区別も部分的に併用された形での複合的な分類を構成している。

次に『人別調』の「職業分類」の中には、生産あるいは提供される財貨・サービスの使用価値的な使途の概念的近接性に従って個々の職種が配列されているものもある。「身装ニ係ル業」中の履物業がその一例として挙げられる。そこでは、靴、下駄、雪駄、草履といった履物の種別に、靴製造主、靴製造、下駄職、下駄職雇、下駄齒入、木履職、雪駄職、草履麻裡附、麻裡草履造、草履及草鞋造といった職種と従業上の地位分類とが混在した形で関連職種である鼻緒造とともに配列されている。

職種配列の第 3 のタイプは、原料の種別による配置である。この点に関しては、「織物等ニ係ル業」における製絲元、製絲、製絲雇、生絲製造、生絲製造雇、木綿絲採、木綿絲採雇、麻絲採といった職種をその事例として挙げることができる。

第 4 は、業態による区別である。『人別調』には同一の商品について、それを取り扱う業態の違いとともに併記されているケースも散見される。「商業」における甘酒商と甘酒売、売薬商と薬売、艾商と艾売といったものがそれである。そこでは店頭販売と移動販売という商業の業態の違いを反映したものが職種として区別して配置されている。

ところで、『人別調』の「職業分類」が持つ 680 の小分類項目を一瞥すると、〇〇主、〇〇支配人、〇〇雇、〇〇手伝、弟子といった職種が小分類レベルで必ずしもすべての産業に対して設けられているわけではない。産業によっては「1 産業＝1 職種」として表記されているケースも少なくない。

このように、『人別調』の「職業分類」では、産業によって職種の取扱いは一様ではない。この点に関して鮫島は、日野源四郎の所説を引きつつ、「職業分類」の小分類そのものが素朴な項目列挙方式によるものであり、論理的に交叉分類のないように組み立てられているものではない〔相原・鮫島 45 頁〕としている。そして、その中に職業さらには従業上の地位のに基づく職種区分が『人別調』の「職業分類」の中に混在している点について鮫島は、当時、甲斐国においても勃興段階にあった小規模工場制の繊維産業などでの「経営体内部の労働の分化」や「紡織部門内部の産業の分化も多少はあったであろうと思われる」〔同 45 頁〕として、いわゆる経営内での技術的分業を反映した労働の分化あるいは事業活動への様々な関与形態の存在にその説明根拠を求めている。

明治初期の甲斐国では経済活動のかなりの部分が生業として営まれていた。そのような状況下では、個々の財貨やサービスといった使用価値（あるいは効用）の生産・提供に係る側面（産業）とその過程に従事する者が遂行する労働の種類（職業）、さらにはその生産・提供活動への関与形態（従業上の地位）は、完全に生業の担い手である個々人の中で一体化していた。当時の甲斐国の実態経済は、繊維業など一部の産業では工場制生産の部分的萌芽こそ見られるものの、「職業分類」として挙げられている全ての産業について、職業と従業上の地位による項目を網羅的に設けるだけの経営内分業の展開レベルまでは未だ到達していなかった。

以上のように鮫島は、『人別調』が採用している「職業分類」について、その社会的側面としては「職分表」に見られたような前近代性からの脱却している点を高く評価するとともに、経済面については、分業の初期の発展段階という当時の甲斐国が置かれていた実情をまさに反映したものであるとしている。

## (2) 三瀨による『人別調』における「職業分類」の評価

鮫島と同じく三瀨もまた「17 の大分類が「産業分類」的であり、各大分類の下に設けられた 681 種（実際には 680 種－引用者）の職名が今日でいう職業と従業上の地位とが混在した職業名となっている」〔三瀨 1983 74 頁〕点を『人別調』における「職業分類」の特徴として挙げている。ただ、彼の主たる関心事は統計分類それ自体にあった。そのため、社会的分業あるいは使用価値（効用）と産業、事業体内での技術的分業として区別される労働の種別と職業、さらには事業体内での事業活動への関与形態と従業上の地位との関係といった点に関しては、「甲斐国現在人別調」の行われた明治 12 年の段階では生業的な経済活動がまだ支配的であったから、「職業」と「産業」は概念としてはまだ未分化である」〔同 74 頁〕と述べるにとどまり、それ以上の踏み込んだ論点指摘は行っていない。

他方で三瀨には鮫島にはない視点がある。それは、『人別調』の「職業分類」を当時の統計分類の国際的展開の中に位置づけるという視点である。そのような三瀨にとっての『人別調』の「職業分類」に係る最大の関心事は当時の統計分類の国際的な動向に照らしてそれがどのような特徴を有するかという点にあった。彼にとっての『人別調』の「職業分類」の特筆すべき評価は、それが明治 5 年の「職分表」や明治 10 年の「日本職業区分稿」からの脱却よりはむしろ分類の国際的動向と



の整合性、すなわち、1872(明治5)年の第8回万国統計会議においてベルションが提起し、その後いくつかの修正を加えて1893年の第4回国際統計会議で受理された職業分類<sup>4)</sup>との類似性にあった。さらにそれはその後の「1968年国際標準産業分類」(ISIC:International Standard Industrial Classification of All Economic Activities)にもその大綱において通じる先進性を有するものとして、大分類項目レベルでのそれらとの組み替え対応表を提示している〔同 74-75頁〕。

### 3. わが国国勢調査における職業、産業、従業上の地位分類の分化と職業分類の成立

前節で考察したように、『人別調』の「職業分類」は、職業に部分的に従業上の地位を混在させた実質的には産業分類といえるものであった。「甲斐調査」の実施後約40年を経てわが国でもようやく国勢調査が開始されることになるが、その初期調査においては依然として就労に関する結果表章は「職業分類」によるものであり、国勢調査の展開の中で産業分類、そして従業上の地位分類が分化し、「職業分類」が文字通りの「職業分類」として純化され、昭和30年の第8回調査においてほぼ現在のような分類体系が成立する。

わが国の国勢調査における職業分類の変遷過程と産業分類、それに従業上の地位分類の成立については、〔総理府統計局 1974〕の「付3 国勢調査における職業分類の変遷」に大正9年の第1回調査から昭和45年の第11回調査までの職業分類の変遷について、統計分類の整備、改善に向けての国際的な動きも含めて変更の経緯や具体的な変更項目の内容が詳細に整理されている。そこで本節ではこれに依拠しつつ、「職業分類」がほぼ現行の分類に近い姿になる昭和30年調査までの変遷過程を概観する。

#### (1) 大正9年(第1回)国勢調査における職業分類の特徴

【付表2】は第1回国勢調査における職業分類(以下、「第1回国調職業分類」)を示したものである。この分類は、1893年の国際統計会議でジャック・ベルションが提案した職業分類の影響を受けたとされているものである。その名称こそ『人別調』と同様に「職業分類」となっているが、当時は職業分類と産業分類の概念が明確には区別されておらず、その実態は産業分類に近いものであった〔総理府統計局 1974 306頁〕。

内閣統計局編『国勢調査の結果表章に用ふべき産業分類及び職業分類』は、このような第1回国調職業分類の特徴について、「我第1回国勢調査に於ける職業分類は従来諸国の分類に影響を与へたるベルション氏の職業分類の系統に属するものにして、其の内容に於て略ぼ産業分類に近く、之に若干の職業的色彩を有する要素を加味したものに外」〔1931 29頁〕ならないとし、三瀧もまたそれを「産業分類的職業分類」〔三瀧 1983 100頁〕と評している。なお、第1回国調職業分類は大正9年内閣訓令第1号によって、同調査の結果表章に使用されただけでなく当時政

---

4) 第3節でも言及しているように、『人別調』の「職業分類」がベルション分類に通じる内容を有する点については、すでに〔総理府統計局 1974 306頁〕にも同様の指摘が見られる。なお、杉らが『人別調』の「職業分類」の分類体系を構築するにあたって「万国統計会議」での討議内容等を参照し得る状況にあったかどうかについては〔総理府統計局 1974〕にも〔三瀧 1983〕にも特に指摘はない。この点に関しては、明治初期における欧州を中心とした国際的な統計基準の制定動向のわが国への紹介状況等も含め、さらに史的検証が必要である。

府機関が作成する職業別統計はこの分類に従うこととされており、事実上標準職業分類としての性格を持つものであった〔同 306 頁〕。

第1回国調職業分類に従って結果表章される統計原情報の収集に関しては、調査票に「職業及職業上の地位」項目への記入上の留意事項として、以下のように記載されている。

- ①職業ある者は、農、工、商等の如き総称又は会社員、職工等の如き略称を書かず、職業の種類及職業上の身分、勤柄を示す様詳細に書き入れること。
- ②職業二種以上ある者は主なる職業を本業の欄に書き入れ、次の重なる職業一種を副業の欄に書き入れること。
- ③農業に属する職業中、自作、小作の別あるものは、職業に自作、小作又は自作兼小作と書き添えること。
- ④本業なき者の内職は、副業の欄に書き入れること。
- ⑤職業なくして、収入ある者は、恩給、手当、地代、小作料、家賃、利子等収入の種類を本業の欄に書き入れること。
- ⑥官公署に勤務する者は、其の官職名及官公署の名称、部局名を本業の欄に書き入れること。
- ⑦軍人(退役を除く)の中、帰休兵以外の現役者は、其の兵種、階級を本業の欄に書き入れ、其の他の者は、兵役、兵種、階級を職業又は収入の次に書き添へること。
- ⑧寄宿舎、下宿屋等の準世帯に在る学生生徒は、何大学学生又は何学校生徒と書き入れること。

このようにして収集された統計原情報の職業分類に従った結果表章については、『人別調』と国勢調査の「職業分類」とではいくつかの点で異なっている。

その第1は、『人別調』の「職業分類」の場合に産業として明示的に表章されていたのが17の大分類区分レベルのものであったのに対して第1回国勢調査の職業分類では、10 区分からなる大分類に加え新たに 41 区分を持つ中分類が中間的分類として導入されている点である。

第2の相違点は無業者の取り扱いをめぐる違いである。第1回国調職業分類には、「10. 無職者」として「40.収入に依る者(3 区分)」と「41.無業者(5 区分)」という分類項目が設けられている。このうち前者は上記の記入上の注意⑤に従って得られた情報の集計値に当たるものである。このように無職者も含めて全人口をカバーしている点では第1回国調職業分類は『人別調』のそれと異なる。なお、第1回国調職業分類が無職者として財産収入生活者を職業分類含めている点について三瀧は、それが「全国民一人一人の経済生活の基礎を明らかにしうるもの」〔同 98 頁〕であると積極的に評価している。

## (2) 昭和 5 年(第 3 回)国勢調査における職業分類の特徴

第3回国勢調査の職業分類(第3回国調職業分類)の最大の特徴は、それまでの職業分類から初めて産業分類が分離され、職業と産業がそれぞれ独立した別の統計基準として位置づけられた点にある。

1923 年の第 1 回国際労働統計家会議では「産業・職業分類の体系」をめぐる討議が行われた。そこでの討議の結果、「人々の経済活動は相異なる二方向から考察できる。その一つは労働者の属する産業またはサービスであり、他方はその産業内で遂行される個人の職業である。この二つは全く異なるもので一緒に扱うことはできない」〔ILO 1923 p.56〕ことが合意された。この

会議での討議結果を踏まえて採択された「産業分類及び職業分類に関する決議」が、わが国での昭和5年の第3回国勢調査での新たな職業分類採用の契機となった。

この決議文を見ると、産業分類に関しては第1次、第2次、第3次の各産業についてそれぞれを構成する産業部門名が明示的に掲げられている。その一方で職業に関しては特に分類体系は示されていない。第3回国勢調査での新たな職業分類の導入は内閣訓令第3号(昭和5年12月27日)によって行われた。それは大正9年の内閣訓令第1号の廃止とともに、「各官廳ニ於テ調製スル統計中産業及職業ニ依リテ類別スルモノハ本分類ニ據ルベシ但シ特ニ必要アルトキハ本分類ニ據ルモノト比較對照ノ便ヲ失ハザル程度ニ各項目ヲ輯約シ又ハ細別スルコトヲ得」[法令全書 93頁]として職業並びに・産業についての標準分類という位置づけが与えられている。ここでの職業分類には、個々の職業従事者が遂行する労働の等質性という視点だけでなく労働活動に伴う安全性による労働の類別といったまさに労働行政の国際的統括機関としてのILOの政策的関心がそこに投影されている。

次に【付表3】として掲げた職業分類からその特徴を以下に列挙しておくことにする。

第3回国調職業分類の第1の特徴は、大分類項目の名称並びに配列に関していずれも第1回国調職業分類のそれをほぼ全面的に踏襲する一方で、「中分類、小分類の名称」については「項目名がすべて就業者の職業名」となっており、この点を三瀧は「きわめて職業分類らしくなっている」[三瀧103頁]としている。ただ、その反面で第3回国調職業分類が「同種の職業を集括する分類原理を産業に求めたという矛盾をおかした」[日野1975 85頁]ことから、その分類体系は結果的に職業分類としての一貫性を欠くものとなった[三瀧104頁]。

第2の特徴は、従業上の地位による区分に関係したものである。小分類として採用されている項目の中には「285 浴場業主、使用人」のような形で単一職種項目として一括表示されているケースもないわけではないが、多くの業種の場合、従業上の地位による職種区分を持つ形で配置されている。第1節(3)ですでに言及したように、従業上の地位的性格を持つ職種名は、『人別調』の職業分類においても〇〇主、〇〇雇、〇〇手伝といった形ですでに散見されていたものである。一方、【付表2】からも分かるように第1回国調職業分類ではその小分類が一部を除いて基本的に産業として配置されていることから、このような形での事業体内部での役割の分化を反映した項目設定とはなっていなかった。

第3回国調職業分類ではその多くの産業で従業上の地位的な区分が採用されている。なお、従来から業主自ら経営にも労働にも従事するのが一般的とされてきた44の小分類項目については、業主と作業者を一体表示した項目名称となっている[総理府統計局1974 306頁]。三瀧は第3回国調職業分類での従業上の地位に従った区分について、表2のように農林水産業に属する職業項目を例示として、業主、雇用者、それに家族従業者とに区分整理している。

表2 第3回国調職業分類における職種区分の従業上の地位による整理

業主(*)	1 農耕業主、8 養畜業主、9 搾乳業種、13 養蚕業主、14 蚕種製造業主、18 森林業主、19 林産物業種、25 漁業主
雇用者	3 作男・作女、11 牧夫・畜産労務者、16 蚕業労務者、21 森林業労務者、22 炭焼夫、23 伐木夫、27 漁業労務者
家族従業者	5 農業手助、12 畜産手助、17 蚕業手助、28 漁業手助

(\*)第3回国調職業分類での〇〇業主には社長、取締役など法人役員も含まれることから現行の「個人業主」よりもその範囲が広いものとして捉えられている。現行の従業上の地位分類では法人役員は「雇用者」

に含まれる〔三瀧 104 頁〕。

第 3 回国調職業分類では従業上の地位による区分を持つそれぞれの産業(中分類)については、業主→雇用者の順に、また家族従業形態が存在する産業の場合には業主→雇用者→家族従業者の順に各分類項目が配列されている。また雇用者についても、技術職・職員・監督→〇〇工という形で管理的技術的職種から現場的職種といった配列順となっている。なお、昭和初期当時においてもなお主として生業的に営まれていたと思われる職種については、業主(〇〇業主)と雇用者の間に例えば写真師、裱具師などといった形では配置されている。

ところで、第 3 回国調職業分類でも第 1 回国調での大分類項目「無職者」を継承した形で「無業」という分類項目が設けられている。それらはいずれも「収入に依る者」と「無職業(其の他の無業者)」の中分類項目とともにそれぞれほぼ共通の小分類項目を持つ。

第 3 回国調職業分類に当時の国際的な統計基準導入の動き、特に第 1 回国際労働統計家会議の決議が関わっていることはすでに見た。このように第 3 回国調職業分類の適用範囲が無業者までも含んでいる点は、この分類が「労働の危険性等」といった ILO 的関心要素を直接的契機とし内閣訓令もまたそれを内容的に追随したものであった点を考慮すれば、分類としてはいささか整合性を欠くものである。ちなみに、わが国の国勢調査の職業分類から無業者が排除されるようになるのは戦後になってからのことである。

### (3) 昭和 15 年(第 5 回)国勢調査の職業分類の特徴

**国勢調査**の職業分類の次なる展開が確認されるのは、昭和 15 年の第 5 回調査においてである。それは次の 2 点をその主な内容としている。

その 1 は、第 5 回国調職業分類によって『人別調』以来昭和 10 年の第 4 回国勢調査に至るまで職業分類が一貫して継承してきた産業別職業分類からの完全な脱却がはかられたことである。職業分類については、「職業分類」という名称こそ冠されてきたものの、『人別調』以来その大分類項目としては一貫して産業による区分が採用されてきた。第 1 回国調職業分類で導入された中分類も産業大分類による各産業部門を諸産業へと類別したもので、農林水産業や工業においては小分類についてもその分類項目の大半は産業による結果表章を行うものであった。

このように産業分類的性格を強く纏っていたそれまでの「職業分類」は第 3 回国調職業分類によって大きく払拭され、それまで中分類、さらには小分類において前面に出ていた個々の産業ベースでの職種の区別が後景へと退く一方で、多くの産業でそこでの従事者が遂行する業務や労働の等質性による分類区分へと改められた。ただしそのような中でも個々人が遂行する業務や労働の等質性は部門横断的概念までは昇華しきれておらず、大分類については依然として産業概念による分類区分が継承されていた。その意味では、大枠としては産業別職業分類という基本的性格は依然として維持されたままであった。

なお、【付表 4】として掲げた昭和 15 年の第 5 回国調職業分類によれば、その大分類は I 経営者、事務者(中分類 2 区分、小分類 8 区分)、II 技術者(中分類 6 区分、小分類 44 区分)、III 作業員(中分類 28 区分、小分類 358 区分)、IV 公務者、自由職業者、その他の職業者(中分類 6 区分、小分類 22 区分)の 4 区分編成となっている。これらはいずれも個々の具体的な産業部門からは独立したものとなっており、いわば産業横断的にそれぞれの職業者がその社会経済活動において遂行する業務・労働の種類に従った分類となっている。その意味では『人別調』以来それまで

の国勢調査の職業分類が抱えていた職業の集括の分類原理を産業に求めるという分類体系上の「矛盾」は、この第 5 回国調職業分類によってようやく解消されることになる。

第 5 回国調職業分類のもう一つの特徴は、「事業上(従業上)の地位」の採用を受けた小分類項目の変容である。第 5 回国勢調査では、従業中の者についてその者が働いている事業所における地位に従って、表3のような三つのカテゴリーによる区分が新たな結果表章基準として導入された。

表3 事業上(従業上)の地位(3区分)

事業主	個人で事業を経営している人をいい、雇用者を使用しているか否かは問わない。
家族従業者	同一世帯の世帯員で世帯主または他の世帯員の経営する事業に従事している人をいう。
その他の有業者	事業主・家族従業者以外のすべての有業者をいう。すなわち個人経営の商店・工場・医院・法律事務所など、および法人組織の会社・組合・その他の団体に雇用されて賃金・給料などをうけている人、ならびに国、道府県、市区町村に雇用されて賃金・給料などをうけている人をいう。

[出所]昭和 15 年『国勢調査報告』(第 2 巻)産業・従業上の地位

表2の表注にも既に記したように、第 3 回国調職業分類の小分類項目の従業上の地位区分における「業主」には社長や取締役等の法人役員も含まれている。これに対して表3の「事業主」は個人営業の事業主だけを対象とした概念であり、法人役員等は「その他の有業者」として類別される。なお事業主に含まれる「経営者」とは「事業の方針の決定や事業部門の調整等専ら経営の管理のみを行う者」をいい、「直接に仕入・販売・設計・製造・農耕・牧畜等にも従事する者」はそれには含まれない〔総理府統計局 1974 308 頁〕。このように、第 3 回国調職業分類の小分類に含まれていた「業主」、「雇用者」といった従業上の地位区分と第 5 回国勢調査で初めて導入された従業上の地位区分とは、「事業主」と「その他の有業者」概念の間の線引きの点で若干相違したものとなっている<sup>5)</sup>。

生業以外の業態で営まれていた産業を中心にすでに『人別調』の職業分類が部分的に有していた従業上の地位による職種の区別は、わが国の初期の国調職業分類にも継承された。それとともにわが国の多くの産業が生業から工場制手工業、さらには本格的な工場へと移行を遂げる中で、各事業体の内部での事業活動の展開への関与形態の相違を反映した従業上の地位による職業分類の編成が支配的となる。その一つの到達点を象徴していたのが昭和 5 年の第 3 回国調職業分類であった。

このような産業別の従業上の地位に従った類別という色彩を強く持つ第 3 回国調職業分類に対して昭和 15 年の第 5 回国調職業分類では、従業上の地位という視点からの結果表章が職業や産業とはその次元を異にする第 3 の分類軸として本格的に導入されることになった。それを受けて従

5) ちなみに現在の従業上の地位分類では役員は雇用者とも業種とも区別された独立のカテゴリーとして問い扱われている。また雇用形態の多様化等を反映して、雇用者(3区分:正規の職員・従業員、労働者派遣事業所の派遣社員、パート・アルバイト・その他)、役員、業主(2区分:雇人のある業主、雇人のない業主)、家族従業者(2区分:家族従業者、家庭内職者)の 8 に類別されている。

業上の地位による区分という要素はそれまで混在的に一体化した存在であった「職業分類」から完全に分離され、「職業分類」が文字通り職業に関する分類として純化される。そこでは経営主との雇用形態等の関係の如何を問わず、各小分類項目はその者が従業の場において遂行する労働それ自体の技術的・職能的熟練度の差異を縦軸に、その等質性ないしは類似性を職種としてのカテゴリー化に基準として、〇〇技術者あるいは〇〇職・工として産業横断的な職種概念を持つ項目から構成される職業分類へと変貌を遂げる。

このように第 5 回国調職業分類は、上述した二重の視点から産業並びに従業上の地位分類に依る要素を混在させていた『人別調』以来の「職業分類」から完全に決別し、今日のような産業分類、職業分類、従業上の地位分類が鼎立している就業分類体系の一翼を担う「職業分類」へと質的変貌を遂げることになる。

ところで、昭和 15 年調査は準戦時体制下における国勢調査という特殊歴史的側面を持つ調査であった。この点について三瀧は、当時、「時局はすでに第 2 次大戦前夜の様相を呈し、日独伊 3 国同盟調印、大政翼賛会の発足、日本労働総同盟解散、日本農民組合解散などすべてこの年の出来事である。こうした時期の人口調査は、国家総動員、軍需要員の把握を主な目的としていた」〔三瀧 105 頁〕と評しており、〔総理府統計局 1974〕もまた、第 5 回国調職業分類のこういった変質の理由を統計の戦時体制への対応を反映したものとしている。

このような当時の調査をめぐる事情は「職業分類」の分類体系や職業項目にも反映されている。すなわち、技術者職と作業員職に関して、明らかに軍備を想定した船舶、航空機等の設計、その製造に関係した詳細な技能職区分<sup>6)</sup>が設けられている一方、民生的部門に関する分類区分は統合度が高く、項目の精粗に著しい相違が見られる特徴的な「職業分類」となっており、昭和 10 年まであるいは戦後の国調職業分類とは明らかに一線を画したものとなっている。

昭和 15 年当時、わが国経済はすでに「準戦時体制下」にあり、「生産関係の仕事に従事している者と、それ以外の者とを区別する必要が生じ、従来の職業分類のように事業体の名称(産業名)を利用して職業を決定する方法に変わり、個人の仕事の種類による分類が考え出され」た。439 の小分類項目からなる分類体系では、継戦能力に直結する技術者を中心に個々の従事者が遂行しうる労働について、個々が持つ熟練度も含めた人材の規模の把握が行われた。その点でも統計的把握の中心は、特に「小分類項目の職種」に重点を置いたものであった。そのため調査実施に際しては熟練や養成が容易でない約 120 種を国が特に指定し、その従事者と従事した経験を有する者の把握<sup>7)</sup>が行われた。

昭和 15 年国勢調査については、このような特殊歴史的事情もあり、昭和 5 年国調職業分類では一部は事業の種類(産業)をそのまま職業に対応させていたものが、昭和 15 年国調職業分類ではこれらが排除され、「個人が従事している「仕事の種類」により職業が類別され、また技術者と

---

6) 昭和 15 年国勢調査がこのような軍需動員調査的性格を持つことから、当時の内閣統計局長川島孝彦は、昭和 15 年 7 月 20 日に「今秋行はるる国勢調査に就いて」というラジオ演説を行い、調査実施の際の防諜の重要性を訴えている〔総務省統計局 2003〕。なお、このようにして収集された特異な小分類区分を持つ職業分類による表章結果は防諜の観点から部外秘とされ、それが報告書として公表されるのは戦後の昭和 24 年になってからである。

7) 指定技能表(約 120 種)と職名表(約 430 種)とを各世帯に配布し、該当する職種符号と職名を記入させるという方法で調査は行われた。

職員を包括していたものが昭和 15 年国調職業分類では技術者を特掲するよう改められた。このことについて〔総理府統計局 1974〕は、結果的に第 5 回国調職業分類から「産業の色彩」が取り除かれ「技能職業を優先した純職業分類」へと変容させ、それが「その後作成された職業分類の基礎」〔同 308 頁〕となったと総括している。

#### (4) 昭和 19 年人口調査における職業把握

わが国では戦時中の昭和 19 年<sup>8)</sup>から終戦直後の昭和 21 年にかけていずれも資源調査法に基づく人口調査が実施されている。同調査の「調査要綱」によれば、「動員兵カヲ推知セラルル危険多キモノ」として「公表セザルハ勿論其ノ取扱ニハ秘密保持上格別ノ注意ヲナスモノトス」〔統計局 1983 734 頁〕として調査結果はマル秘扱いされた。戦後、結果原表として残されていたもののうち破損等のないものを適宜組み替えることによって製表が行われ、その結果が昭和 52 年に『集計結果摘要』〔総理府統計局 1977a、1977b、1977c、〕として公表されている。

このうち 19 年調査では就業関係の項目として産業と従業上の地位が調査されており、従業上の地位については、1 経営者、2 事務者、3 技術者、4 作業員、5 公務者・自由職業者・その他の職業者<sup>9)</sup>、6 学生・生徒、7 その他の無業者の 7 区分による把握が行われている。このように 19 年調査の従業上の地位は部分的に職業大分類による分類区分を持つ。しかしながら中小分類レベルについては、実査体勢や地方の集計能力等の制約もありそもそも統計原情報の把握も行われていない。

#### (5) 昭和 22 年臨時国勢調査の職業分類の特徴

昭和 20 年は本来第 6 回国勢調査の実施年にあたる。しかし、終戦直後の混乱もありその実施には至らなかった。その後、昭和 22 年 3 月 1 日に閣議決定された「昭和 22 年国勢調査要綱」によれば、「戦後産業の復興と民生の安定特に失業対策の確立の為めには産業職業に関する人口統計の精確な資料が必要」〔統計局 1990 78 頁〕であるとして、同年 10 月 1 日現在で臨時国勢調査が実施されることになった。

昭和 22 年臨時国勢調査では、その前年に GHQ の指示の下に開始されていた労働力調査の把握方式に倣い、調査期日前 1 週間における就業状態<sup>10)</sup>〔総理府統計局 1948 1 頁〕とともに産業(中分類)と職業(小分類)、それに従業上の地位<sup>11)</sup>が、また失業中の者についても失業以前の産業(中分類)、職業小分類それに従業上の地位がそれぞれ調査された。ただ、当時の集計能力の制約から結果表として公表されたのは極めて限定的なものであった。特に職業に関しては都

---

8) 昭和 19 年調査は当初「簡易ナル国勢調査」として「物資配給計画其ノ他重要施策ノ基準タルベキ人口」の把握を目的に昭和 18 年以降毎年 10 月 1 日午前零時現在で樺太を含む内地を対象地域とする「年次人口調査」として企画されていたものである〔統計局 1983 694～712 頁〕。

9) 「陸海軍ノ部隊艦船ニ在ル者ヲ除ク」〔統計局 1983 714 頁〕陸海軍の現役軍人を含む。

10) 昭和 21 年 9 月の GHQ の覚書を受けて開始された労働力調査では就業状態の把握は、米国の Current Population Survey に倣い、期間を定めてその間に収入を伴う仕事を何時間行ったかといういわゆる「労働力方式」(actual status)によって行われている。なお、昭和 21 年 9 月から 22 年 6 月までは月初めの 10 日間、それ以降は原則として月末 1 週間における就業状態が調査されている〔相原・鮫島 1971 297 頁〕。

11) 業主については個人業種と会社および団体の役員別の別、業主以外については家族従業員と雇用の別がそれぞれ把握された。

道府県別の集約結果が結果原表の形で残されているだけで、全国計による結果表も作成されていない。

昭和 22 年臨時国調職業分類では大分類が昭和 15 年国調職業分類の 5 から 10 へと細分化されている一方で中分類項目数はそれぞれ昭和 15 年調査のその 42 から 34、また小分類項目数については 430<sup>12)</sup>から 123 へと大幅に整理統合されている。特に昭和 15 年国調職業分類で広義の生産部門として類別されていた「(11)鑛物、土石等ノ採取作業員」～「(29) 実験、試験、検査作業員」までの小分類は 305 項目に詳細に区分されていたのに対して、昭和 22 年臨時国調職業分類では約 1/5 の 68 項目へと大幅に統合された〔統計局 1974 310 頁〕。この点について三瀧は、「昭和 15 年の国勢調査用職名表(職業分類)を基礎としながらも「技術者」、「作業員」の小分類項目数を 439(430－引用者)から 123 へと大幅に整理し、また大分類項目数を 5 から 10 に拡大して、「3. 農林水産技術者、作業員」、「4. 鉱山技術者、作業員」、「6. 交通的職業」、「7. 商的職業」などやや産業分類的な色彩が復活している〔三瀧 1983 110 頁〕としている。

さらに昭和 22 年臨時国勢調査では就業状態の把握が労働力調査方式に準拠するように改められたが、その結果表章でもある「職業分類」では「X 無業者」(121 収入財産に依る無職業者、122 学生・生徒、123 その他の無職業者)が職業大分類項目として設けられるといった結果的に整合性を欠く分類となっている。

こういった点を総括して三瀧は昭和 22 年臨時国調職業分類について、昭和 15 年国調職業分類から「全体として軍需動員用分類の色彩が消去」されており、また「戦後間もなくの国勢調査に間に合わせるためか、中分類項目名の多くは昭和 15 年国勢調査用のものがそのまま使われている」〔三瀧 1983 109 頁〕ことをその特徴であるとしている。

#### (6) 昭和 25 年(第 7 回)国勢調査の職業分類の特徴

第二次世界大戦の終結に伴ない社会経済体制がそれまでの戦時体制から平時へと転換したことは統計分類にも明瞭に反映されている。戦時色を濃厚に投影していた昭和 15 年国調職業分類から一転して、昭和 25 年国調職業分類では国際的な統計の標準化動きがその基調を形作っている。

職業分類、特に「職業分類」の国際的な標準化の動きに対しては、すでに昭和 5 年国調職業分類において第 1 回国際労働統計家会議による議決結果を踏まえる形でわが国でも部分的に対応が図られてきた。戦後、1949 年に開催された第 7 回国際労働統計家会議で国際標準職業分類の導入をめぐる討議が行われ、各国に対しては自国の分類をそれと比較可能なように類別化、体系化することが勧告された〔総理府統計局 1974 311 頁〕。またそれに先立つ昭和 22 年 11 月には GHQ の覚書という形で政府に対して昭和 25 年国勢調査を 1950 年世界センサスの一環として実施することが指示された〔日本統計研究所 1963 78-80 頁〕。

GHQ の覚書によって日本の統計の国際的比較可能性の改善が求められ、米国における分類の専門家の助言の下に作成された「職業分類および産業分類体系」に関する覚書が GHQ の経済科学局から統計委員会に提出された。昭和 25 年国調職業分類はこの覚書に基づいて作成さ

---

12) 三瀧は昭和 15 年国調職業分類の小分類項目数を 439 としている〔三瀧 1983 109 頁〕。実際には結果報告書の職業分類の小分類には 432 番までの項目番号が振られている。ただ、なぜか 413 と 414 は欠番となっていることから小分類項目総数は 430 となる。



れたものである。

また、昭和 22 年臨時国勢調査ですでに採用されていた労働力調査方式(actual status)による就業状態の把握方法が昭和 25 年調査でも用いられ、9 月の月末 1 週間の収入を伴う仕事への従事の有無によって就業状態が調査された。このような方法による就業状態の把握は昭和 25 年国調職業分類による結果表章にも反映される。すなわち、昭和 22 年臨時国勢調査の「職業分類」までは継承されてきた無業者の取り扱いが昭和 25 年国調職業分類では改められ分類項目から完全に姿を消し、産業分類や従業上の地位分類と併せて「職業分類」に関しても就業者だけが表章対象となった。

【付表6】にも示したように昭和 25 年国調職業分類の分類体系は大分類(10)、中分類(16)、小分類(266)からなる。もっとも、大分類の中には中分類区分を持たないものもあり、また大分類項目「Ⅷ 特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者(他に分類されない)」については、中分類と大分類との中間的区分として「A 特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者」と「B 単純労働者(農業、鉱山及びサービスを除く)」という分類項目が設けられるなど、これまでの国勢調査で採用されてきた「職業分類」に対してやや特異な分類体系となっている。このように昭和 25 年国調職業分類が持つ分類体系の変則性さらには部分的に産業分類から脱却しきれていない点に関しては、国際的な比較可能性の側面に重点が置かれたこと、また当時の職業構造の変化に十分対応できていなかったことなどを理由に「新しい職業分類に脱皮するための過渡的」性格の分類として捉えられている〔総理府統計局 1974 311 頁〕。

#### (7) 昭和 30 年(第 8 回)国勢調査の職業分類の特徴

1954 年 11 月に開催された第 8 回国際労働統計家会議において国際標準職業分類の中分類の確定が行われ、翌 12 月に「暫定的国際標準分類の中分類」が採択された〔同 313 頁〕。このような国際的な統計の標準化の動きを受けて、昭和 30 年(第 8 回)国勢調査における「職業分類」は、日本標準職業分類と国際標準職業分類の関連性を考慮して作成された〔同 313 頁〕。

昭和 30 年国調職業分類では大分類の項目表記に部分的修正は加えられたものの、それは昭和 25 年国調職業分類の 10 区分(I~X)をほぼそのまま継承したものであった。一方、中分類については、昭和 25 年国調職業分類では大分類の中に中分類区分を持つものと持たないものがあり、また「Ⅷ 特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者(農業、鉱山及びサービスを除く)」について大分類と中分類との中間分類区分(A、B)を設けるなど幾分錯綜した分類体系となっていたものが、昭和 30 年国調職業分類ではすべての大分類に対して中分類区分を設ける一方、中間分類区分(A、B)を廃止することで、大(10)、中(39)、小(246)の 3 階層から構成される分類体系へと整備された〔同 314 頁〕。これによってわが国の国勢調査の「職業分類」については、今日に至る分類体系の基本的枠組みが完成することになる。なお、昭和 30 年調査以降は、日本標準職業分類さらには国際労働統計家会議が採択する国際標準職業分類を参考に「職業分類」を作成するという統計基準策定の慣行が定型化する。

#### (8) 小括

三瀧は大正 9 年の第 1 回から昭和 5 年、15 年、25 年調査までの国勢調査における職業分類の分類項目を比較考察し、①中分類の項目名に関しては昭和 5 年調査以降職業分類的性格が

強まること、②大分類レベルに関しては昭和 5 年国調職業分類は依然として産業分類的性格のものに留まっており、それは大正 9 年調査とほとんど違いがないこと、③昭和 15 年国調職業分類は小分類項目が軍事動員の視点から設定され極めて戦時体制的色彩が強いものとなっている一方で、大分類項目についても職業分類による分類項目となっており、初めて職業分類として首尾一貫した分類体系となっていること、④昭和 25 年国勢調査によってわが国の職業分類が国際的な統計基準の動きとの整合性がとられた点などをわが国の国調職業分類の特徴として挙げている〔三瀧 1983 109、112 頁〕。

大正 9 年の第 1 回から昭和 30 年の第 8 回調査までの国調職業分類の史的変遷を改めて振り返って見ると、昭和 5 年国勢調査では職業分類とは別の分類体系として産業分類が導入され、中分類以下の分類項目では産業的特性が背景に退くことになる。その一方で昭和 5 年国調職業分類では、大分類は依然として産業分類的区分が維持されており、小分類の諸項目もまた従事者が遂行する労働の種類をメルクマールとした職業と従業上の地位による項目とが混在的に配置されていた。これらの要素が完全に払拭され純粋の職業分類として整理されるのは昭和 15 年国調職業分類においてである。

さらにカメラの目線を引くことによって『人別調』以来の職業分類の展開を鳥瞰すれば、『人別調』の「職業分類」に併存的に混在していた産業分類と従業上の地位分類の要素が、このような経過を経て昭和 15 年国勢調査において初めてそれぞれ労働の 3 側面を鼎立的に表現する統計分類として一応の体裁を整えることになる。ただ、昭和 15 年国勢調査は戦時体制下での技術・要員面での継戦能力の統計的把握という特殊歴史的な規定性を持つことから、そこで採用された職業分類もまた自ずと平時におけるそれとは大きく異なるいわば戦時職業分類的なものであった。それが清算され最終的に国際的な統計基準に準拠した職業分類が成立するのは昭和 25 年国勢調査においてである。

このように、大正 9 年の第 1 回国勢調査以来のわが国における職業分類の史的変遷を見ると、その最大の転換点は戦前期の昭和 15 年調査と戦後の 22 年臨時調査あるいは 25 年調査の間にあるのではなく、昭和 10 年と 15 年調査の間にあり、30 年調査はそれまで昭和 25 年調査の職業分類がなお部分的に抱えていた純粋の職業分類としての体系的に不整合な要素を一掃し今日の分類体系へ移行を遂げるもう一つの画期をなしている。

#### 4. 分業と産業、職業、従業上の地位概念

##### (1) 社会的分業と産業概念

『日本標準産業分類』は産業について、「財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義」している〔日本標準産業分類 25 頁〕。なお、このような人々が従業する産業の区分を鮫島は、「人間の経済活動がもたらす社会的効用の同質性・類似性によって集括される事業種別」〔鮫島 1971 44 頁〕、すなわち労働という経済活動の結果として提供される財貨・サービスの種類によって事業の類別をおこなったものとしている。なお、営利、非営利という事業目的の如何を問わず全ての事業活動は産業に含まれるが、家計における主に自家消費のための財やサービスの生産・供給に関わる業は産業の対象外とされている。

需要者と供給者とが一体化している自給的経済が支配的な社会の発展段階においては、産業の分化は極めて局所的に認められるだけである。生産力の発展に伴い供給能力が向上する中で自家需要分を超えた労働の成果物は他者による消費に供される。他者を需要者とする財貨・サービスの生産・提供の恒常化は生産面にも反作用を及ぼし、それまで専ら自家生産によって賄われていた外部需要が自家消費の余剰だけでは対応しきれなくなると、次なる段階、すなわち需要・供給関係は相互補完的關係へと転化する。社会的分業の成立である。

生産力のさらなる発展に伴い社会的分業が深化を見せる中で、財貨・サービスの生産あるいは提供に係る事業は、それまで兼業的に営まれていたものが種目間で独立性を強め、それぞれが産業としての自立的存在のものとなる。このことは産業分類が社会的分業の下で成立している財貨・サービスの種類群に従った供給面での事業活動の類別に他ならないことを意味し、このような社会的分業の下に成立する財貨・サービスの生産・提供を担う種目別の構成の体系が労働の産業分類による類別である。それは社会的分業の進展・深化とともにより細分化された分類体系を持つことになる。

## (2) 経営(事業体)内分業と職業概念

一方、職業は、個々の産業において財貨・サービスの生産や供給のために「個人が従事している仕事の種類を、その類似性に着目して幾つかの項目に区分し、それを体系的に配列したもの」〔国勢調査に用いる職業分類 5 頁〕である。そこでの対象となるのは個人が従事する収入を伴わないしはそれを目的とする仕事であり、賃料の稼得を業とする場合などを除く不労収入或は収入を伴わない活動は職業の対象とはみなされない。なお、自家営業における家族従業者の活動は、収入を伴うか否かにかかわらず職業としての把握の対象となる。

職業分類の区分並びに分類項目の設定に関しては、①必要とされる知識・技能の程度、②生産する物または提供するサービスの種類、③従事する環境または使用する原材料・道具・設備の種類、④事業所またはその他の組織の中で果す機能、それに⑤個々の職業に従事する人数の規模、などが考慮されている〔総理府統計局 1960 173 頁〕。その意味で職業分類とは、人々が財貨・サービスの生産や提供に従事する場である事業体内での分業体制の成立に伴って遂行される労働の種類に従った類別に他ならない。

## (3) 経営(事業体)内の機能分化と従業上の地位概念

上述したように、産業概念は財貨・サービスの生産・提供といった供給面での社会的分業の、また職業概念は個々の事業体内部での生産・提供体制に係る技術的な労働の分化を反映した事業体内分業の深化をそれぞれ受ける形で成立してきたものである。これに対して従業上の地位概念は、こういった社会的分業、事業体内分業とは明らかにその質を異にする分類である。

財貨やサービスの生産・提供という事業活動は、その生産力の発展段階の初期においては〔第1段階〕専ら自家消費向けの自家需要充足を目的とした活動  
〔第2段階〕生産力の向上に伴い余剰分が他者の需要充足へと向けられ、事業活動の生業としての専門化  
〔第3段階〕事業拡大に伴う追加的な労働需要の発生に対応するための家族従業者、さらには雇用者(住込、通い)の労働過程への導入

なお、事業展開が更に規模拡大を遂げ、多角化するようになると、事業体はその管理・運営専従者の配置を要請することになる。表4は、今日の国勢調査での従業上の地位に至る事業体内での業務遂行の担い手の構成の分化過程を発生史的に整理・概観したものである。

表4 従業上の地位による従事者の類別の発生史的諸段階

調査年等	自営業主	雇用者	家族従業者
第1段階		業主＝従事者	
第2段階		業主＝従事者	
第3段階	業主		家族従業者
大正9年	業主	業主以外	
昭和5年	業主 <sup>(a)</sup>	雇用者	家族従業者
昭和15年	業主	その他の有業者 <sup>(b)</sup>	〃
昭和22年	個人業主	会社および団体の役員、雇用者	〃
昭和25年	雇人のある業主、単独の業主	一般の雇用者、官公の雇用者	〃
昭和30年	雇人のある業主、雇人のない業主	民間の雇用者、官公の雇用者	〃
昭和35年	雇人のある業主、雇人のない業主、内職者	民間の役員、民間の雇用者、官公の雇用者	〃
昭和40年	自営業主、内職者	会社などの役員、雇用者	〃
昭和45年	雇人のある業主、雇人のない業主、内職者	役員、雇用者	〃
昭和50-平成7年	雇人のある業主、雇人のない業主、家庭内職者	役員、雇用者	〃
平成12, 17年	〃	役員、雇用者(常雇、臨時雇)	〃
平成22, 27年	〃	役員、雇用者(正規の職員・従業員、労働者派遣事業所の派遣社員、パート・アルバイト・その他)	〃

(a) 社長、取締役等の役員を含む

(b) 社長、取締役等以外の役員を含む

〔出所〕国勢調査の部分は平成27年国勢調査報告より作成

従業上の地位分類は事業体がそれぞれの財貨・サービスの生産提供に係る事業活動を営むにあたっての従事者をその関与形態に従って類別するものであり、その史的変遷には事業活動の規模や業務の複雑化、さらには雇用形態の多様化などが反映されている。

## むすび

本稿では、『人別調』に「職業分類」として所収されている調査結果データの活用可能性を探るための準備的作業として、戸籍法に基づく「職分表」との比較、さらには大正9年の第1回から昭和30年の第8回国勢調査までの「職業分類」の変遷過程を跡付けつつわが国の国勢調査における「職業分類」の成立を考察してきた。以下に今回の考察から明らかになったいくつかの点を指摘することで本稿のむすびとしたい。

【付表1】に掲げた『人別調』の「職業分類」の職種項目を一覧すれば、その中には単独の職種項目が個別産業に直接対応しているもの、業態を異にする産業が並列配置されているケース、遂行する労働の種類による職種の類別、さらには従業上の地位に相当する事業活動への関与形態を職種項目として業種別にそれぞれ項目群として配置したものが含まれる。この点を要約的に特徴づけるなら、そこでの「職業分類」は、職業分類と従業上の地位分類に通じる分類項目を産業別に配置した独特の分類であるといえる。この点について三瀧もまた、「甲斐国現在人別調」の職業分類は、(1)大分類は産業分類的、(2)下位分類は詳細な職名表(本業名)、(3)その中に「従業上の地位」に相当するものが混在する分類であるとしている〔三瀧 1983 77-78 頁〕。

このような『人別調』の「職業分類」の分析資料としての情報価値についてまずみておくことにする。

「甲斐調査」実施当時、同国では財貨・サービスの生産や提供はなお主に生業として営まれていた。社会的分業、事業体内での技術的分業さらには職能の分化が未発達な当時の甲斐国の社会経済の発展段階は、遂行労働の等質性による分類(文字通りの職業分類)、あるいは事業活動への関与形態による分類(従業上の地位分類)を産業横断的に着想させるような状況にはなかった。『人別調』の職業分類項目の中には製糸や織物といった甲斐国全管さらには海外への輸出といった広域的市場を対象とした事業活動のように職業あるいは従業上の地位として職種区分が採用されているものも散見されるが、主として生業として事業活動が営まれている産業については、一般にそれらが未分化であるなど、職業分類あるいは従業上の地位に基づく分類が全産業に統一的に導入されているわけではない。このような事情から、『人別調』に「職業分類」として収録されている681の職種区分による結果数字は、職業あるいは従業上の地位に関する分析資料としての情報価値は残念ながら持ち合わせていない。

ところで三瀧は、『人別調』の「職業分類」について、その大分類項目が「ケレー分類」を参考にしたもの〔同74頁〕であり、「明治5年の「職分表」や明治10年の「日本職業区分稿」と比べると、ベルションが1872(明治5)年の第8回「万国統計会議」に提示しその後いくつかの修正後1893年の第4回ISIで受理された職業分類にはるかに類似している」としている。ただ、この点に関しては『人別調』においてもまた管見の限り「甲斐調査」の実施顛末等の記録においても特に触れられていない。「甲斐調査」結果の取り纏め、集計作業が行われた明治13年末から14年当時、わが国に万国統計会議等の動きが紹介され、杉やその高弟達がどの程度それらの情報に接触し得る立場にあったのかについては、なお検討の余地が残されているように思われる。

他方で『人別調』の職業分類項目は、「一商」と「一売」といった業態の違いも含め、各業に様々な形で従事する者が列挙されており、また役所や学校等についても、事業所としての職場においてそれぞれの業務に従事する者がそれぞれのカテゴリーとしてリストされている。上述(第6)した雇(日雇)のように、特定の業種に紐付することのできないカテゴリーも一部には存在するが、この点を除けば職業分類を業種毎に名寄せしたものはほぼ産業に相当するものと見ることができる。

『人別調』の「職業分類」における17の大分類項目の配列順について三瀧は、「ベルション分類」の例を引きつつ、それが、「採取産業→工業→流通産業→金融→公務・自由業」という「産業分化の歴史的な発展」がそれからも読み取れることを根拠に、その配列順序の面からも「職業分類」がそのまま産業分類としても十分に合理性を持つ〔同78頁〕として、ベルションの職業分類、さらには1968年の国際標準産業分類(ISIC)との対応表を示している〔同74-76頁〕。

さらに三瀧は、『人別調』の「職業分類」について論じた際に、「職業分類」の大分類項目の中でも173という最大の職種数を持つ「商業」について、それを「食料品関係」(53)、「繊維関係」(33)、「身廻品関係」(8)、「木材・竹製品関係」(20)、「陶器関係」(5)、「金物関係」(7)、「獣皮関係」(3)、「紙製品関係」(10)、「燃料関係」(5)、「雑用品関係」(29)の職種群に再区分している。これは商業という産業大部門の「中分類区分」とも言えるものであり、商業以外の大分類項目についても同様に職種群への分割が考えられる。このような形で『人別調』の「職業分類」をそれぞれ等質性の高い産業群へと整理・編成することができれば、甲斐国内の地域別の産業特性の分析などにも有効な分析材料となりうるであろう。

さいごにわが国の国勢調査における「職業分類」の成立に関して、一言指摘しておきたい。第 3 節でも見たように、「職業分類」がほぼ現在のような分類体系として定着するのは昭和 30 年国調職業分類においてである。その意味では昭和 30 年の第 8 回調査がわが国の「職業分類」にとっての一つの画期であると言えるであろう。ただ、わが国における「職業分類」が文字通りの職業、すなわち従事者がそれぞれ具体的に遂行する労働の種類について、その熟練度等も含めた労働の等質性という観点から見た場合、戦争の終結時点ではなく昭和 15 年国調職業分類がその画期となっている点を特筆しておく必要がある。

昭和 15 年国勢調査が準戦時体制下に実施された調査として、平常時の調査から質的に区別される特殊歴史的な規定性を持つ調査であるといえる。ただ、逆にその歴史的な特殊性の故に、労働の質そのものが軍需という特異なフィルターを介してまさに合目的的に捉え直され、そのことが結果的に特異な形での「職業分類」を成立させたと見ることができよう。

#### 〔文献〕

- 統計院編纂(1882)『甲斐国現在人別調』  
世良太一編纂(1902)『杉先生講演集(全)』  
花房直三郎(1908)「明治 12 年末の甲斐国」『統計学雑誌』第 261 号  
「内閣訓令第 3 号」(1930)『法令全書』  
内閣統計局編(1931)『国勢調査の結果表章に用ふべき産業分類及び職業分類』  
総理庁統計局(1948)『昭和 22 年臨時国勢調査結果報告書(其の3)労働力人口に関する概要』  
総理府統計局(1951)『総理府統計局八十年史稿』  
総理府統計局(1954)『昭和 25 年国勢調査報告』第 5 巻 全国編Ⅱ 労働力状態・職業・産業・従業上の地位  
総理府統計局(1960)『日本の人口—昭和 30 年国勢調査の解説—』  
総理府統計局(1962)『昭和 15 年国勢調査報告』第 2 巻 産業・事業上の地位  
日本統計研究所(1963)『日本統計制度再建史—統計委員会史稿』資料編Ⅲ  
相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房  
総理府統計局(1973)『昭和 15 年国勢調査報告』第 3 巻 職業  
総理府統計局(1974)『職業別就業者の時系列比較(昭和 5 年国際調査～昭和 45 年国勢調査)』  
昭和 45 年国勢調査資料シリーズ No.7  
日野源四郎(1975)『職業と産業』  
総理府統計局(1976)『総理府統計局百年史資料集成』第 2 巻人口(上)  
総理府統計局(1977a)『昭和 19 年人口調査 集計結果摘要』  
総理府統計局(1977b)『昭和 20 年人口調査 集計結果摘要』  
総理府統計局(1977c)『昭和 21 年人口調査 集計結果摘要』  
総理府統計局(1983)『総理府統計局百年史資料集成』第 2 巻人口(中)  
三瀧信邦(1983)『経済統計分類論』有斐閣  
総務庁統計局編(1990)『総理府統計局百年史資料集成』第 2 巻人口(下)

総務省統計局編(2003)『統計機構改革論—川島孝彦内閣統計局長執筆集』

総務省統計局統計基準部(2011)『日本標準産業分類』(平成 25 年 10 月改定)

森博美(2019a)「明治 12 年甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析」『経済志林』第 86 卷第 4 号

森博美(2019b)「明治 12 年甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論」『オケーショナルペーパー』第 96 号

森博美(2019c)「甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析」『オケーショナルペーパー』第 97 号

ILO(1923), Systems of Classification of Industries and Occupations, *Studies and Reports Series N* (Statistics) No.1, 『産業及職業の方法』(内閣統計局訳, 1925 東京統計協会)

【付表1】『甲斐国現在人別調』の職業分類

<b>1 農作等二係ル業</b>	川漁	瓦屋根葺	篠巻振
直農作主	銃猟	板及檜皮屋根葺	篠巻振雇
直農作	屠牛業	茅屋根葺	染物主
直下農作主		板剥	染物業及手伝
直下農作	<b>3 身装二係ル業</b>	黒緞	染物弟子及雇
下農作主	仕立職	畳職及手伝	染物形附及手伝
下農作	仕立職弟子及雇	畳職弟子及雇	染物形附弟子及雇
農作	洋服仕立職	建具職	上絵師
農作雇	法衣仕立職	建具職弟子及雇	布曝職
農作日雇	縫箔師	ペンキ塗師	紐打
初挽	合羽職	土方稼	○製絲
初挽雇	股引仕立職	仕事師	○生絲製造
寺地直農作主	股引仕立職弟子及雇		○機織
寺地直農作	足袋職及手伝	<b>5 家具等二係ル業</b>	○木綿絲採
養蚕主	足袋職雇	指物職	○綿繰
養蚕及手伝	湯ノシ職	指物職弟子及雇	○篠巻振
養蚕雇	布打職	桶工	○麻絲採
育蚕社役員及雇	布打職雇	桶工弟子及雇	
薪採	洗濯	塗物師	<b>7 金物二係ル業</b>
炭焼	袋物職	膳椀塗師	鋳鍛冶
杣職	印伝職	膳椀塗師弟子及雇	鋳鍛冶弟子及雇
杣職日雇	印伝職弟子及雇	木地職	鎌鍛冶
木挽	皮工	陶器製造	鋤鍛冶
漆採	鼈甲職	陶器焼接	諸農具鍛冶
植木職	鼈甲職弟子及雇	土器焼業	包丁鍛冶
庭師	櫛挽	火鉢焼業	釘鍛冶
庭師日雇	髷造	瓶焼業	釘鍛冶弟子及雇
馬飼雇	化粧具職	竈師	鑿鍛冶
農産社役員及雇	髪油職	時計師	鋸鍛冶
蓮根堀	蝙蝠傘工	鏡磨	斧鍛冶弟子
○養蚕	蝙蝠傘張替	表具師	錠鍛冶
	傘工及手伝	表具師雇	船具鍛冶
	竹笠造	経師	銅鍛冶
<b>2 飲食等二係ル業</b>	靴製造主	経師弟子	雑鍛冶及手伝
酒造主	靴製造	提灯張	雑鍛冶弟子及雇
酒造支配人	下駄職	提灯張弟子	鉄砲鍛冶
酒造	下駄職雇	笊造	鋳物師
酒造雇	下駄齒入	簾造	鋳掛職
麦酒醸造主	木履職	箒造	飭職
葡萄酒醸造雇	雪駄職	藁織	飭職弟子及雇
白酒醸造	草履麻裡附	藁織雇	鋸目立
醤油醸造主	麻裡草履造		研師
醤油醸造	草履及草鞋造	<b>6 織物等二係ル業</b>	ブリッキ細工
醤油醸造雇	鼻緒造	製絲元	金鉸山主
水車主	理髮職	製絲	製鋏所職工
水車業及手伝	理髮職弟子及雇	製絲雇	
水車業雇	女髮結	生絲製造	<b>8 其他ノ製造二係ル業</b>
米搗	女髮結下梳	生絲製造雇	油絞
粉挽	○縫針	絲捻職	油絞雇
菓子種製造		真綿掛	石油製造雇
菓子種製造雇	<b>4 建物等二係ル業</b>	真綿掛雇	製紙元
菓子製造及手伝	家作大工	織元	紙漉及手伝
菓子製造弟子及雇	家作大工弟子	機織及手伝	紙漉雇
所天製造	左官	機織雇	紙干
饅頭製造	左官弟子及雇	織物下拵	紙干雇
饅頭製造雇	石工及手伝	木綿絲採	紙仕立職
素麵製造	瓦製造主	木綿絲採雇	紙仕立職雇
蕎麦製造	瓦製造及手伝	麻絲採	三極製造主
葛製造	瓦製造雇	綿繰	楮皮剥
製茶主	石灰焼主	綿繰雇	紙漉簾職
豆腐製造及手伝	石灰焼	綿打主	表紙造
豆腐製造雇	石灰焼雇	綿打	製本師
焼麩製造			



製本師雇  
帳面造  
洗紙製造  
紙袋張  
団扇製造  
罨紙摺  
画摺  
木版摺  
活版摺  
活版摺雇  
活版字植  
活版字拾  
活字製造  
活字製造雇  
硯師  
筆師  
權衡製造主  
權衡製造及手伝  
權衡製造雇  
度量衡製造主  
度量衡製造雇  
珠数師  
河船大工  
車大工  
車大工雇  
水車大工  
轆轤師  
挽物業  
硝子職  
硝子職弟子及雇  
箴造  
繩撚  
藁仕事  
龍吐水製造  
鋏柄工  
篩張  
萬石通職  
諸農具大工  
荷鞍職  
曲物師  
檜物師  
臼造  
竹籠造  
駕籠造  
竹細工  
竹細工雇  
箕造  
蓆織  
蓆刻  
蓆刻雇  
蓆葉卷  
蓆葉卷雇  
煙管附替  
艾造  
附木造  
石鹼職  
楊枝削  
角細工  
三味線造  
玩物細工  
弓矢細工

9 商業

穀商及手伝  
穀商支配人  
穀物仲買  
麵包商  
粉商  
味噌商  
醬油商  
醬油商支配人  
酒商  
酒商支配人  
白酒商  
甘酒商  
甘酒壳  
麴商  
魚問屋  
魚会社役員  
魚商及手伝  
魚壳  
鰻仲買  
干魚商  
鰹節商  
鶏肉商  
茶商  
砂糖商  
鹽商  
菓子商及手伝  
菓子種商  
菓子壳  
饅頭商  
餅商  
餅菓子商  
飴菓子商  
雜菓子商  
汁粉商  
蕎麥商  
豆腐商  
麩商  
蒟蒻商  
揚物商及手伝  
乾物商  
乾物壳  
椎茸商  
素麴商  
青物商  
青物仲買  
唐辛商  
水菓子商  
料理業及手伝  
飲食商及手伝  
煮壳商  
燒豆商  
煮豆商  
漬物商  
呉服商及手伝  
呉服商支配人  
呉服壳  
絹仲買  
反物商及手伝  
太物商  
西洋反物商  
莫大小商

生絲商  
生絲仲買  
太絲商  
絲繭商及手伝  
繭商  
屑繭商  
絲蛹商  
蚕種商  
絲商  
唐絲商  
木綿商  
木綿仲買  
篠卷商  
綿商及手伝  
古綿商  
綿仲買  
真綿商  
繰綿商  
綿種商  
綿種仲買  
股引腹掛商  
古着商  
藍葉商  
藍葉仲買  
西洋染粉商  
合羽商  
柿渋商  
蝙蝠傘商  
足袋商  
靴商  
下駄商  
麻草履等  
草履草鞋等  
材木商  
板商  
竹商  
瓦商  
石灰商  
建具商  
硝子商  
簾商  
箆商  
箆壳  
機具商  
箆商  
晷表商  
蓆商  
桶商  
檜物商  
木曾物商  
古道具商  
古道具仲買  
度量衡商  
陶器商及手伝  
陶器商支配人  
陶器壳  
土器商  
珠数商  
金物商  
古金商  
古鍔商  
鋸商

鍋商  
鉄物商  
鉄砲彈藥商  
獸皮商  
印伝商  
荷鞍商  
紙商  
楮商  
筆墨紙商  
紙袋商  
紙屑商  
書籍商  
書画商  
絵草紙商  
印肉商  
提灯商  
燈油商  
石油商  
石油壳  
附木商  
炭薪商  
漆商  
蓆商  
菓種商及手伝  
壳菓商  
菓壳  
艾商  
艾壳  
髮油商  
フシノ粉商  
小間物商  
小間物壳  
洋物商  
唐物商  
袋物商  
鼈甲商  
眼鏡商  
飼鳥商  
荒物商及手伝  
荒物商支配人  
玩物商  
雜品商及手伝  
雜品壳  
諸仲買  
種物商  
植木商  
桑桐苗木商  
旅人宿業及手伝  
牛馬商  
商雇

10 通達融通等二係ル業

郵便取扱  
郵便局書記  
郵便局雇  
郵便脚夫  
荷物運送業  
運輸会社役員  
通運会社役員及雇  
送達会社役員  
内外用達会社役員  
開通会社役員

馬車貸主  
馬車業  
馬車夫  
貸車主  
荷車挽及手伝  
人力車主  
人力車夫  
牛馬宿  
仲馬宿  
仲馬会社役員及雇  
仲馬稼  
馬稼  
馬丁  
渡船主  
河船乗  
使雇  
荷持雇  
銀行頭取  
銀行取締  
銀行雇及小使  
兩替屋  
兩替屋雇  
金貸  
金銀貸借世話人  
共盛社役員及雇  
貸附会社役員  
補融社役員及雇  
融通社雇  
辨達会社雇  
質渡世及手伝  
質渡世支配人  
質渡世雇  
貸家業  
貸夜具業

11 公役等二係ル業

県令  
県庁属官  
県庁出仕  
県庁准判任  
県庁等外出仕  
県庁准等外  
県庁雇  
県庁給仕  
県庁小使  
勸業課雇  
勸業課門監  
勸業課小使  
勸業課職工  
郡長  
郡役所書記  
郡役所筆生  
郡役所雇  
郡役所給仕  
郡役所小使  
戸長  
村役所書役  
村役所筆生雇  
村役所小使  
町役所書役  
町役所小使  
区役所筆生

官林監守  
山守  
野守  
大蔵相属官  
租税局小使  
駅通局属官  
勸農局雇  
山林局雇  
鉄道局雇  
電信局技手  
電信局雇  
宮内省出仕  
宮内省雇  
判事  
判事補  
司法省出仕  
司法省雇  
司法省等外出仕  
裁判所雇  
裁判所給仕  
裁判所小使  
警部  
巡查  
警察署小使  
監獄署書記  
監獄守卒  
獄丁  
囚人縄取  
陸軍大尉  
陸軍少尉  
陸軍曹長  
陸軍軍曹  
陸軍伍長  
陸軍兵卒  
海軍機関士副  
海軍火夫

12 宗教二係ル業

神官  
神道教導職  
僧  
佛道教導職  
僧弟子  
尼  
尼弟子  
寺雇

13 教育二係ル業

師範学校教員  
師範学校取締  
師範学校小使  
女子師範学校教員  
女子師範学校取締  
小学校教頭  
小学校訓導  
小学校准訓導  
小学校教員  
小学校教員雇  
小学校幹事  
小学校事務掛  
小学校世話掛  
小学校給仕

小学校小使  
小学校番人  
女学校教員  
女学校裁縫教員  
裁縫教授

14 医術等二係ル業

西洋医内科  
西洋内外科  
西洋医  
漢洋医  
漢医内科  
漢医外科  
漢医内外科  
漢医  
漢法眼医  
整骨  
獣医  
馬医  
病院医員  
病院事務掛  
病院雇  
病院給仕  
病院小使  
病院患者賄  
産婆  
入歯師  
鍼医  
按摩  
按摩手引

15 學術等二係ル業

漢学者  
代書人  
測量師  
算術家  
新聞記者  
新聞社雇  
軍談師  
俳諧師  
書家  
画師  
書画家  
陶器画師  
謄写業  
提灯画師  
蒔絵師  
写真師  
彫刻師  
版木師  
版木師弟子及雇  
印刻師  
水晶工  
水晶工雇  
佛師雇

16 遊芸等二係ル業

相撲  
義太夫師匠  
手踊師匠  
手踊  
浄瑠璃語

常磐津師匠  
俳優  
演劇囃方  
長唄謡  
三味線弾  
笛吹  
将棋指  
祭文詠  
警女稼  
獅子舞  
猿舞師  
神楽師  
芝居主及支配人等  
芝居茶屋  
定席業  
見世物業  
揚弓場

17 其他ノ業

葉湯業  
洗湯業及手伝  
洗湯業雇  
雑稼  
雇人口入業  
諸日雇  
雇人  
乳母  
里子預  
炊雇  
水汲稼  
兒守雇

【付表2】 大正9年国勢調査における職業分類

- 1 農業
  - 1 農耕、畜産、蚕業
    - 1 農作
    - 2 園芸、造園
    - 3 牧畜、搾乳、養禽
    - 4 養蚕、蚕種製造
    - 5 其他の農業
  - 2 林業
    - 6 森林業
    - 7 林産物業
    - 8 狩猟
- 2 水産業
  - 3 漁業、製塩業
    - 9 漁労、採藻
    - 10 魚介、藻養殖
    - 11 製塩
    - 12 其他の水産業
- 3 鉱業
  - 4 採鉱、冶金業
    - 13 金属鉱業
    - 14 石炭鉱業
    - 15 石油鉱業
    - 16 其他の鉱業
  - 5 土石採取業
    - 17 土石採取業
- 4 工業
  - 6 窯業
    - 18 セメント、石膏、石灰類製造
    - 19 瓦、土管製造
    - 20 煉瓦製造
    - 21 陶磁器、土器製造
    - 22 七宝焼、瑠璃品製造
    - 23 硝子、硝子品製造
    - 24 其他の窯業
  - 7 金属鉱業
    - 25 精錬業
    - 26 金属圧延業
    - 27 釘、鋸、針類製造
    - 28 鉄葉職、鉄葉品製造
    - 29 鋼索、鉄鎖等製造、針金細工
    - 30 鍛冶業
    - 31 鋳物業
    - 32 銅器、真鍮器、青銅器類製造
    - 33 其他の金属工業
  - 8 機械器具製造業
    - 34 度量衡器、計測器、化学的機械器具製造
    - 35 時計製造
    - 36 電動機、電気機械器具製造
    - 37 原動機製造(汽缶、瓦斯発生機等を含む)
    - 38 鉄砲、弾丸、水雷製造
    - 39 紡織機械器具製造
    - 40 農具、土工具製造
    - 41 機関車、車両製造
    - 42 造船業
    - 43 金属工用、木工用機械器具製造
    - 44 航空機製造
    - 45 其他の機械器具製造
  - 9 化学工業
    - 46 工業薬品、医療薬品製造
    - 47 売薬、売薬類似品製造
    - 48 染料、顔料及其原料類製造
    - 49 石鹼製造
    - 50 化粧品類製造
    - 51 燐寸、附木製造
    - 52 火薬、其他の爆発物製造
    - 53 油脂類製造
    - 54 蠟、蠟燭製造
    - 55 護謨、セルロイド、防水品製造
    - 56 漆、其他の塗料製造
    - 57 肥料製造
    - 58 化学分析、検査に関する業
    - 59 其他の化学工業
  - 10 繊維工業
    - 60 生絲製造
    - 61 人造絹絲製造
    - 62 撚絲製造
    - 63 真綿、ペニー製造
    - 64 綿製造
    - 65 綿絲紡績業
    - 66 其他の紡績業
    - 67 織物業
    - 68 毛織物業
    - 69 莫大小、莫大小品製造
    - 70 編物、組物製造
    - 71 綱、繩、綱類製造(藁製品を除く)
    - 72 麻絲維、絲返業
    - 73 染色、捺染、漂白及絲布加工業
    - 74 湯熨斗、浸抜、洗張、洗濯業
    - 75 西洋洗濯業
  - 11 紙工業
    - 76 紙製造
    - 77 板紙、壁紙製造
    - 78 パルプ及其他の紙料製造
    - 79 紙品製造
    - 80 裱具師
  - 12 皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業
    - 81 皮革製造
    - 82 皮革品、擬皮、擬皮品製造
    - 83 骨、角、甲、牙、貝類の細工
    - 84 刷毛類、其他の羽毛品製造
  - 13 木、竹類に関する製造業
    - 85 製材業
    - 86 木挽、屋根板製造
    - 87 剝物、木地、曲物製造
    - 88 樽、桶類製造
    - 89 建具、指物、木型、寄木、合板製造
    - 90 漆器製造
    - 91 笊、籠、行李類製造
    - 92 畳表、藁蔭類製造
    - 93 畳職
    - 94 藁、麦稈、棕梠、経木細工
    - 95 其他の竹木草蔓品製造
  - 14 飲食品、嗜好品製造業
    - 96 精穀、製粉業
    - 97 麵類、麩、湯葉、蒟蒻製造
    - 98 豆腐製造
    - 99 菓子、麵類製造
    - 100 砂糖類製造
    - 101 麴製造

- 102 清酒製造
- 103 麦酒製造
- 104 其他の酒類製造
- 105 味噌、醤油製造
- 106 屠畜、肉類品製造
- 107 缶詰、瓶詰製造
- 108 鹽乾魚介節類製造
- 109 海藻、其他水産食料品製造
- 110 清涼飲料製造
- 111 製茶業
- 112 煙草製造
- 113 製氷及冷蔵業
- 114 其他の飲食料品製造
- 15 被服、身の廻り品製造業
  - 115 和服裁縫
  - 116 洋服裁縫
  - 117 帽子製造
  - 118 シヤツ、手套、股引、脚絆、足袋類製造
  - 119 袋物製造
  - 120 扇子、団扇、提灯、傘、合羽類製造
  - 121 洋傘、杖類製造
  - 122 履物類製造
  - 123 靴製造
  - 124 其他の身の廻り品製造
- 16 土木建築業
  - 125 土木建築請負業
  - 126 土木建築の設計、測量等に関する業
  - 127 大工
  - 128 左官、泥工、セメント工、煉瓦職
  - 129 石工
  - 130 屋根職
  - 131 ペンキ、漆、其他の塗料塗職
  - 132 土方、鳶職
  - 133 潜水業
  - 134 其他の土木建築に関する業
- 17 製版、印刷、製本業
  - 135 木版、金属版、石版、其他の製版、印刷業
  - 136 活字製造、活版印刷業
  - 137 製本職
- 18 学芸、娯楽、装飾品製造業
  - 138 筆、墨製造
  - 139 ペン、鉛筆、インキの類製造
  - 140 其他の文房具製造
  - 141 楽器製造
  - 142 博物標本、模型、運動用具、遊戯品、玩具製造
  - 143 造花、押絵、刺繍、其他の装飾品製造
  - 144 貴金属、宝石、飾石細工
- 19 瓦斯、電気及天然力利用に関する業
  - 145 瓦斯発生、供給、其装置業
  - 146 電力発生、供給、其装置業
  - 147 其他の天然力利用に関する業
- 20 其他の工業
  - 148 其他の工業
- 5 商業
  - 21 物品販売業
    - 149 穀類、粉類販売
    - 150 蔬菜、果物類販売
    - 151 魚介藻類販売
    - 152 鳥獸肉類販売
    - 153 酒類、調味料、清涼飲料販売
    - 154 菓子、麵麩類販売
    - 155 茶販売
    - 156 其他の飲食料品販売
    - 157 肥料販売
    - 158 燃料販売
    - 159 木材、竹材販売
    - 160 石材、其他の建築材料販売
    - 161 建具、家具、指物類販売
    - 162 畳、蓆、荒物類販売
    - 163 陶磁器、硝子、硝子品類販売
    - 164 地金、金属器具販売
    - 165 機械、車両、農具類販売
    - 166 皮革、擬革、其製品販売
    - 167 織物、被服類販売
    - 168 綿、絲類、編物、組物類販売
    - 169 紙、紙製品、文房具、玩具遊戯品販売
    - 170 図書、新聞、雜誌其他の出版物の発行、販売
    - 171 小間物、唐物、履物、雨具、雜貨販売
    - 172 薬品、染料、顔料、香料等販売
    - 173 度量衡、科学的機械器具、時計、貴金属、宝石類販売
    - 174 外国貿易商
    - 175 古物商
    - 176 葬具商
    - 177 其他の物品販売
  - 22 媒介周旋業
    - 178 売買媒介業
    - 179 周旋業
    - 180 興信業
  - 23 金融、保険業
    - 181 銀行業
    - 182 質屋業
    - 183 貸金業
    - 184 其他の金融業
    - 185 生命保険業
    - 186 其他の保険業
  - 24 物品賃貸業、預り業
    - 187 物品賃貸業
    - 188 倉庫業、其他の物品預り業
  - 25 旅宿、飲食店、浴場業等
    - 189 旅人宿、下宿業
    - 190 料理店、飲食店、席貸業
    - 191 遊戯、興業に関する業
    - 192 理髪業、理容業
    - 193 浴場業
  - 26 其他の商業
    - 194 其他の商業
- 6 交通業
  - 27 通信業
    - 195 郵便、電信、電話業
  - 28 運輸業
    - 196 鉄道業
    - 197 軌道業
    - 198 人力車業
    - 199 乗用の自動車、馬車業
    - 200 其他の車馬運輸業
    - 201 船舶運輸業
    - 202 運輸取扱業
    - 203 其他の運輸に関する業
- 7 公務、自由業
  - 29 陸海軍人

- 204 陸軍現役軍人
- 205 海軍現役軍人
- 30 官吏、公吏、雇傭
  - 206 神官、神職、雇傭
  - 207 宮内官吏、雇傭
  - 208 官吏、雇傭
  - 209 公吏、雇傭
- 31 宗教に関する業
  - 210 神道に関する業
  - 211 仏教に関する業
  - 212 基督教に関する業
  - 213 其他の宗教に関する業
- 32 教育に関する業
  - 214 学校に勤務する者
  - 215 図書館、博物館、動植物園等に勤務する者
  - 216 其他の教育に関する業
- 33 医務に関する業
  - 217 医業
  - 218 歯科医業
  - 219 調剤業
  - 220 産婆業
  - 221 看護業
  - 222 按摩、鍼灸業
  - 223 其他の医療に関する業
  - 224 獣医業
  - 225 蹄鉄業
- 34 法務に関する業
  - 226 裁判所に勤務する者
  - 227 弁護士業、特許弁理士業
  - 228 執達吏業
  - 229 公証人業
- 35 記者、著述者
  - 230 新聞、雑誌、通信記者
  - 231 著述者
- 36 芸術家
  - 232 文芸家
  - 233 書家、彫刻家
  - 234 音楽家
  - 235 蒔絵業
  - 236 写真業
  - 237 其他の芸術に関する業
- 37 其他の自由業
  - 238 技芸、娯楽に関する業
  - 239 学術、慈善、政治、社交、其他の団体の事務に従事する者
  - 240 代書業
  - 241 其他の自由業
- 8 其他の有業者
  - 38 其他の有業者
    - 242 日傭業
    - 243 其他の有業者
- 9 家事使用人
  - 39 家事使用人
    - 244 家事使用人
- 10 無職業
  - 40 収入に依る者
    - 245 小作料に依る者
    - 246 地代、家賃、有価証券の収入に依る者
    - 247 恩給、年金、其他の収入に依る者
  - 41 無職業
- 248 準世帯に在る学生、生徒
- 249 精神病院、感化院、慈善病院等に在る者
- 250 官公又は慈善団体等の救助を受くる者
- 251 在監人
- 252 其他の無職者

【付表3】 昭和5年国勢調査における職業分類

- |   |  |
|---|--|
| <p>1 農業</p> <p>1 農耕に従事する者</p> <p>1 農耕業主</p> <p>2 農業管理人、職員</p> <p>3 作男、作女</p> <p>4 その他の農業労務者</p> <p>5 農業手助</p> <p>6 造園師、植木職</p> <p>7 その他の農耕に従事する者</p> <p>2 畜産に従事する者</p> <p>8 養畜業主</p> <p>9 搾乳業主</p> <p>10 牧場管理人、職員</p> <p>11 牧夫、畜産労務者</p> <p>12 畜産手助</p> <p>3 蚕業に従事する者</p> <p>13 養蚕業主</p> <p>14 蚕種製造業主</p> <p>15 蚕業技術者、職員</p> <p>16 蚕業労務者</p> <p>17 蚕業手助</p> <p>4 林業に従事する者</p> <p>18 森林業主</p> <p>19 林産物業主</p> <p>20 林業管理人、職員</p> <p>21 森林業労務者</p> <p>22 炭焼夫</p> <p>23 伐木夫</p> <p>24 その他の林産物業に従事する労務者</p> <p>2 水産業</p> <p>5 漁業に従事する者</p> <p>25 漁業主</p> <p>26 漁業技術者、職員</p> <p>27 漁業労務者</p> <p>28 漁業手助</p> <p>3 鉱業</p> <p>6 採炭に従事する者</p> <p>29 炭鉱業主</p> <p>30 採炭技術者、職員、監督</p> <p>31 採炭夫</p> <p>32 後山</p> <p>33 運炭夫(坑内)</p> <p>34 支柱夫</p> <p>35 その他の坑内採炭労務者</p> <p>36 選炭夫</p> <p>37 その他の坑外採炭労務者</p> <p>7 採鉱に従事する者</p> <p>38 鉱山業主</p> <p>39 鉱山技術者、職員、監督</p> <p>40 坑内労務者</p> <p>41 坑外労務者</p> <p>8 石油鉱業に従事する者</p> <p>42 石油鉱業主</p> <p>43 油田技術者、職員、監督</p> <p>44 鑿井夫、汲油夫</p> <p>45 その他の油田労務者</p> <p>9 土石採取に従事する者</p> <p>46 土石採取業主</p> <p>47 石切出夫</p> | <p>48 土砂採取夫</p> <p>49 その他の土石採取に従事する者</p> <p>4 工業</p> <p>10 窯業、土石加工に従事する者</p> <p>50 窯業主、土石加工業主</p> <p>51 窯業、土石加工技術者、職員、監督</p> <p>52 原料工</p> <p>53 成型工</p> <p>54 焼成工</p> <p>55 硝子溶解工</p> <p>56 硝子吹工</p> <p>57 硝子成型工、加工工</p> <p>58 絵付工</p> <p>59 釉施工</p> <p>60 仕上工</p> <p>61 石細工師</p> <p>62 煉瓦、瓦製造職</p> <p>63 その他の窯業、土石加工に従事する労務者</p> <p>11 金属工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造に従事する者</p> <p>64 金属工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造業主</p> <p>65 金属工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造業職員</p> <p>66 精錬技術者、監督</p> <p>67 造船、機械技術者、監督</p> <p>68 その他の技術者、監督</p> <p>69 精錬工</p> <p>70 圧延工、伸張工</p> <p>71 箔打職、金粉職</p> <p>72 鋳力職、銅工</p> <p>73 金属彫刻工</p> <p>74 釘、鋸、針製造工</p> <p>75 針金細工職</p> <p>76 鍛冶職、鍛冶工</p> <p>77 鉄工(と単に申告したる者)</p> <p>78 目立職、刃物研職</p> <p>79 調質工</p> <p>80 鋳物師、鋳造工</p> <p>81 鋳掛職</p> <p>82 旋盤工</p> <p>83 プレス工</p> <p>84 機械工(単に申告したる者)</p> <p>85 穿孔工、鋸打工、填隙工</p> <p>86 製缶工、撓鉄工</p> <p>87 溶接工</p> <p>88 鉄木工</p> <p>89 綱具工</p> <p>90 鍍金工、着色工</p> <p>91 仕上工、組立工、調整工</p> <p>92 検査工、試験工、実験工</p> <p>93 自転車製造工</p> <p>94 蓄電池製造工</p> <p>95 乾電池製造工</p> <p>96 コイル捲工</p> <p>97 絶縁工</p> <p>98 機械器具装置工</p> <p>99 その他の金属工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造に従事する労務者</p> |
|---|--|

- 12 精巧工業に従事する者**
- 100 精巧工業主
  - 101 精巧工業技術者、職員
  - 102 度量衡器、計測器、科学的機械器具製造工
  - 103 時計製造工
  - 104 貴金属細工職、宝石加工職、鋳職
  - 105 楽器製造工
- 13 化学製品の製造に従事する者**
- 106 化学製品製造業主
  - 107 化学工業技術者、職員、監督
  - 108 発火物の製造に従事する労務者
  - 109 動植物油脂、木蠟製造工、精製工
  - 110 化学的工程に従事する労務者(他に分類せられざる者)
  - 111 護膜成型工
  - 112 セルロイド成型工
  - 113 その他の化学製品製造に従事する労務者
- 14 紡織工業に従事する者**
- 114 製絲業主
  - 115 紡績業主
  - 116 織物業主
  - 117 その他の紡織、紡織品製造業主
  - 118 紡織、紡織品製造技術者、職員、監督
  - 119 乾繭工、選繭工、煮繭工
  - 120 繰絲工
  - 121 揚返工
  - 122 真綿工
  - 123 原毛工
  - 124 製麻工
  - 125 混綿工、打綿工、製綿工
  - 126 梳毛工、梳綿工、ペニイ工
  - 127 粗紡工
  - 128 精紡工
  - 129 瓦斯焼工
  - 130 総繰工、繰返工
  - 131 検査工
  - 132 結束工
  - 133 機織準備工
  - 134 機織工
  - 135 麻絲維
  - 136 撚絲工
  - 137 刺繡職
  - 138 編工、組工
  - 139 漂白工、精練工
  - 140 染色工、捺染工
  - 141 職布仕上工
  - 142 洗張職、洗濯職
  - 143 製鋼工、製網工(藁製品を含まず)
  - 144 その他の紡織、紡織品製造に従事する労務者
- 15 被服、身装品製造に従事する者**
- 145 被服裁縫業主
  - 146 身装品製造業主
  - 147 被服、身装品製造技術者、職員
  - 148 裁断工、裁縫工
  - 149 フェルト帽製造工
  - 150 麦稈帽、パナマ帽製造工
  - 151 その他の帽子製造工
  - 152 袋物製造工
  - 153 扇子、団扇製造職
  - 154 提灯、傘、合羽職
  - 155 洋傘組立工
  - 156 下駄職
  - 157 草履、履物表、鼻緒製造職
  - 158 靴製造工(護膜靴を除く)
  - 159 その他の被服、身装品製造に従事する労務者
- 16 紙工業、印刷に従事する者**
- 160 紙、紙料製造業主
  - 161 紙製品製造業主
  - 162 製版、印刷業主
  - 163 写真師
  - 164 裱具師
  - 165 製本職
  - 166 製版、印刷技術者、職員
  - 167 その他の技術者、職員
  - 168 紙料製造工、紙料調成工
  - 169 抄紙工
  - 170 紙函製造工
  - 171 その他の紙、紙料、紙製品製造に従事する労務者
  - 172 活字鋳造工
  - 173 文選工、植字工
  - 174 製版工
  - 175 印刷工
  - 176 その他の製版、印刷に従事する労務者
- 17 皮革、骨、羽毛品類製造に従事する者**
- 177 皮革、擬革、其の製品製造業主
  - 178 骨、角、甲、羽毛品類製造業主
  - 179 皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造技術者、職員
  - 180 製革工
  - 181 擬革製造工
  - 182 皮革品、擬革品製造工
  - 183 骨、角、甲、牙、貝類細工職
  - 184 刷毛、その他の羽毛類製造工
- 18 木竹草蔓類に関する製造に従事する者**
- 185 製材、合板製造業主
  - 186 その他の木竹草蔓類に関する製造業主
  - 187 製材工、木挽職
  - 188 合板製造工
  - 189 屋根板製造職
  - 190 建具職、家具職、指物職
  - 191 樽職、桶職
  - 192 木箱製造工
  - 193 木地職、轆轤工
  - 194 曲物職
  - 195 木型工
  - 196 漆工、蒔絵師
  - 197 車大工、船大工
  - 198 木工(と単に申告したる者)
  - 199 畳表、蓆、莫菴織職
  - 200 畳職
  - 201 笊、籠、行李類製造職
  - 202 竹細工職
  - 203 その他の木竹草蔓類に関する製造に従事する者
- 19 製塩に従事する者**
- 204 製塩業主、職員
  - 205 鹽竈焚
  - 206 塩田労務者
- 20 飲食料品、嗜好品製造に従事する者**
- 207 精穀、製粉、澱粉製造業主
  - 208 麵類、麩、湯葉、豆腐、蒟蒻製造業主
  - 209 味噌、醤油、酢醸造業主
  - 210 酒類醸造業主
  - 211 菓子、麵麩、水飴製造業主
  - 212 製茶業主

- 213 その他の飲食料品、嗜好品製造業主
- 214 砂糖類製造技術者、職員
- 215 醸造技術者、職員
- 216 その他の飲食料品、嗜好品製造技術者、職員
- 217 精穀工、製粉工、澱粉製造工
- 218 麺類、麩製造工
- 219 豆腐、湯葉、蒟蒻製造工
- 220 菓子、麺類、水飴製造工
- 221 製糖工
- 222 麴製造工
- 223 味噌、醤油、酢醸造工
- 224 和酒醸造工
- 225 その他の酒精含有飲料醸造工
- 226 清涼飲料製造工
- 227 缶詰、瓶詰工
- 228 魚介藻、肉、蔬菜、果実類加工品製造工
- 229 製茶工
- 230 煙草製造工
- 231 製氷工
- 232 その他の飲食料品、嗜好品製造に従事する労務者
- 21 土木建築に従事する者**
  - 233 土木建築業主、請負業主
  - 234 土木建築技術者、職員、監督
  - 235 大工
  - 236 左官
  - 237 煉瓦積工、タイル張工
  - 238 石工
  - 239 鉄筋工、鉄網工
  - 240 屋根職
  - 241 道路工夫
  - 242 鉄道、軌道線路工夫
  - 243 土工
  - 244 鳶職
  - 245 その他の土木建築の工事に従事する労務者
- 22 瓦斯、電気、水道業に従事する者**
  - 246 瓦斯、電気、水道業主
  - 247 瓦斯、電気、水道業に従事する職員、監督
  - 248 電気技術者
  - 249 瓦斯発生工、清浄工
  - 250 電工
  - 251 その他の瓦斯、電気、水道業に従事する労務者
- 23 その他の工業的職業**
  - 252 その他の製造業主
  - 253 その他の技術者、職員
  - 254 印判師
  - 255 文房具、玩具、遊戯品製造工(他に分類せられざる者)
  - 256 造花師、押絵職
  - 257 塗工(漆工を除く)
  - 258 製図工
  - 259 選別工
  - 260 機械運転工、機関工、火夫、注油夫
  - 261 荷造工、発送工、包装工
  - 262 その他の工業的職業
- 5 商業**
  - 24 商業的職業**
    - 263 物品販売業主
    - 264 仲買人、周旋人
    - 265 興行主、娯楽場経営主
    - 266 その他の商業業主
  - 267 店員、売子
  - 268 商業手助
  - 269 注文取、外交員
  - 270 集金人
  - 271 露店(屋台店を含む)商人、行商人、呼売商人
  - 272 その他の商業的職業
  - 25 金融、保険に従事する者**
    - 273 銀行家、信託業主、保険業主
    - 274 貸金業主、質屋業主
    - 275 その他の金融業主
    - 276 保険代理業者、保険勧誘員
    - 277 その他の金融、保険に従事する者
  - 26 接客業に従事する者**
    - 278 旅館業主、下宿業主
    - 279 料理店、飲食店、貸席業、置屋業主
    - 280 旅館、料理店、飲食店、貸席業の番頭、客引
    - 281 料理人
    - 282 芸妓
    - 283 娼妓
    - 284 旅館、下宿屋、料理店、飲食店等の女中、給仕人
    - 285 浴場業主、使用人
    - 286 理髪師、髪結、美容師
- 6 交通業**
  - 27 運輸に従事する者**
    - 287 鉄道、軌道業主
    - 288 自動車業主
    - 289 船舶運輸業主
    - 290 運輸取扱業主
    - 291 その他の運輸業主
    - 292 駅長、助役
    - 293 出札係、改札係
    - 294 貨物係、小荷物係
    - 295 駅手
    - 296 操車係、連結手、轉轍手、信号手、踏切看手
    - 297 車掌
    - 298 機関車機関手、機関助手
    - 299 電車運転手
    - 300 自動車運転手
    - 301 船長
    - 302 船舶運転士
    - 303 船舶機関長、機関士
    - 304 船舶事務長、事務員
    - 305 舵夫、水夫
    - 306 船舶油差、火夫、石炭夫
    - 307 舟夫
    - 308 航空機乗員
    - 309 人力車夫
    - 310 荷車挽、馬方
    - 311 仲仕、荷扱夫、運搬夫
    - 312 配達夫
    - 313 その他の運輸に従事する者
  - 28 通信に従事する者**
    - 314 通信業主、職員
    - 315 電信通信員
    - 316 無線電信通信員
    - 317 電話交換手
    - 318 集配手、遞送手、郵便手
    - 319 その他の通信に従事する者
- 7 公務、自由業**
  - 29 官吏、公吏、雇傭員**



- 320 神官、神職
- 321 官吏(他に分類せられざる者)
- 322 公吏(他に分類せられざる者)
- 323 官公の雇傭員(他に分類せられざる者)
- 30 陸海軍現役軍人
  - 324 陸軍現役将校、同相当官、准士官
  - 325 陸軍現役下士官、兵
  - 326 海軍現役士官、特務士官、准士官
  - 327 海軍現役下士官、兵
- 31 法務に従事する者
  - 328 弁護士、弁理士
  - 329 其の他の法務に従事する者
- 32 教育に従事する者
  - 330 学校長、教職員
  - 331 其の他の教育に従事する者
- 33 宗教家
  - 332 神道教師
  - 333 僧侶
  - 334 牧師
  - 335 其の他の宗教家
- 34 医療に従事する者
  - 336 医師
  - 337 歯科医師
  - 338 薬剤師
  - 339 看護人
  - 340 産婆
  - 341 按摩、鍼灸師
  - 342 獣医師
  - 343 蹄鉄工
  - 344 其の他の医療に従事する者
- 35 書記的職業
  - 345 簿記係、出納係、会計係
  - 346 速記者、タイピスト
  - 347 其の他の書記的職業
- 36 記者、著述家、文芸家
  - 348 記者、著述家、文芸家
  - 349 畫家、彫塑家
  - 350 音楽家、舞踊家
  - 351 俳優
  - 352 其の他の芸術家、遊芸家
- 37 其の他の自由業
  - 353 測量家、設計家
  - 354 学術研究に従事する者
  - 355 計理士
  - 356 代書人、代願人
  - 357 其の他の自由業に従事する者
- 8 家事使用人
  - 38 家事使用人
    - 358 主人の世帯に在る家事使用人
    - 359 通勤の家事使用人
- 9 其の他の有業者
  - 39 其の他の有業者
    - 360 官庁、会社等の給仕
    - 361 案内人、下足番、携帯品係
    - 362 門衛、番人
    - 363 倉庫夫
    - 364 掃除夫
    - 365 雑役夫
    - 366 日雇(と単に申告したる者)
    - 367 其の他の有業者
- 10 無業
  - 40 収入に依る者
    - 368 恩給、年金等の収入に依る者
    - 369 小作料に依る者
    - 370 地代、家賃、有価証券、その他の収入に依る者
  - 41 其の他の無業者
    - 371 学生、生徒
    - 372 従属者
    - 373 精神病院、感化院、慈善病院等に在る者
    - 374 官公又は慈善団体等の救助を受くる者
    - 375 在監人
    - 376 其の他の無業者又は職業の申告なき者

【付表4】昭和15年国勢調査における職業分類

I 経営者、事務者

- 1 経営者
  - 1 経営者
- 2 事務者
  - 2 一般事務者
  - 3 販売仕入係事務者
  - 4 簿記係事務者
  - 5 計理士
  - 6 通訳
  - 7 速記者
  - 8 タイピスト、筆耕

II 技術者

- 3 農林、水産技術者
  - 9 農業技術者
  - 10 蚕業技術者
  - 11 畜産技術者
  - 12 獣医師、獣医手
  - 13 林業技術者
  - 14 水産技術者
- 4 鉱、工技術者
  - 15 鉱山技術者
  - 16 や金技術者
  - 17 機械技術者
  - 18 電気機械技術者
  - 19 電気通信機械技術者
  - 20 航空機技術者
  - 21 造船技術者
  - 22 化学技術者
  - 23 電気化学技術者
  - 24 火薬技術者
  - 25 燃料化学技術者
  - 26 窯業技術者
  - 27 レンズ技術者
  - 28 食料品技術者
  - 29 醸造技術者
  - 30 紡織技術者
  - 31 染色技術者
  - 32 木工技術者
  - 33 土木技術者
  - 34 建築技術者
  - 35 電気技術者
  - 36 その他の工業技術者
- 5 交通、通信技術者
  - 37 船長(総トン数40トン以上の船舶の船長)
  - 38 船舶運転士(総トン数40トン以上の船舶の運転士)
  - 39 船舶機関士((総トン数40トン以上の船舶の機関長および機関士)
  - 40 航空士
  - 41 航空機操縦士
  - 42 航空機機関士
  - 43 電子通信技術者(有線、無線電信通信士以外のもの)
- 6 医師、薬剤師
  - 44 医師
  - 45 歯科医師
  - 46 薬剤師
- 7 気象技術者、気象手
  - 47 気象技術者
  - 48 気象手
- 8 理科学研究員

- 49 農、林、水産学研究者
- 50 鉱、工学研究者
- 51 医学研究者
- 52 その他の理学研究者

III 作業員

- 9 農、林、畜産作業員
  - 53 農耕作業員
  - 54 果樹園芸作業員
  - 55 造園師、植木職
  - 56 造林作業員
  - 57 伐木夫、造材夫
  - 58 炭焼夫
  - 59 畜産作業員
  - 60 馬調教師
  - 61 装てい師
  - 62 蚕業作業員
  - 63 養鶏作業員
  - 64 その他の農産、林業作業員
- 10 水産作業員
  - 65 漁ろう長
  - 66 その他の水産作業員
- 11 鉱物、土石等の採取作業員
  - 67 発破係
  - 68 坑内採鉱夫、採炭夫
  - 69 坑内掘進夫
  - 70 坑内支柱夫
  - 71 坑内充てん夫
  - 72 坑内運搬夫
  - 73 露天採掘夫
  - 74 選鉱夫、選炭夫
  - 75 土砂採取夫
  - 76 さく井夫、ボーリング工
  - 77 汲油夫
  - 78 天然ガス採取夫
- 12 製錬作業員
  - 79 だい焼工、焼結工、団鉱工
  - 80 製鉄工(電気炉によるもの)
  - 81 製鉄工(溶鉱炉その他によるもの)
  - 82 混鉄炉工
  - 83 製鋼工(電気炉によるもの)
  - 84 製鋼工(平炉その他によるもの)
  - 85 非鉄金属製錬工(電気炉によるもの)
  - 86 非鉄金属製錬工(その他の炉によるもの)
  - 87 非鉄金属製錬工(化学操作によるもの)
  - 88 非鉄金属製錬工(電解によるもの)
  - 89 造塊工
  - 90 その他の金属製錬作業員
  - 91 非金属製錬工
- 13 製図、現図作業員
  - 92 造船、航空機製図工
  - 93 機械製図工
  - 94 その他の製図工
  - 95 写図工、青写真工
  - 96 造船現図工
  - 97 航空機現図工
  - 98 その他の現図工
- 14 金属材料の製造加工作業員
  - 99 金属加熱炉工
  - 100 金属板圧延伸張工
  - 101 金属棒條圧延伸張工
  - 102 金属製管工

- 103 金属小物圧延伸張工  
 104 金属線伸張工  
 105 金属ねん線工  
 106 金属さず取工  
 107 金属切断工  
 108 かじ職、刃物職  
 109 機械火造工  
 110 熱処理工  
 111 金属熔融工  
 112 鋳物木型工  
 113 鋳物砂型工  
 114 中子工  
 115 鋳造工  
 116 特種鋳物工  
 117 その他の金属材料の製造加工業者
- 15 機械器具の製作業者**  
 118 ケガキ工  
 119 旋盤工(金属に加工するもの)  
 120 旋盤工(木材以外の非金属に加工するもの)  
 121 タレット工  
 122 卓上旋盤工、小型機械工  
 123 中グリ盤工  
 124 ボール盤工  
 125 平削盤工、形削盤工、たて削盤工  
 126 フライス盤工  
 127 歯切盤工  
 128 研ま盤工、ラップ盤工  
 129 ラッピング工(手作業によるもの)  
 130 鉄木工(船台大工を含む)  
 131 どう鉄工  
 132 てんげき工  
 133 びょう打工  
 134 板金びょう打工  
 135 板金工、ブリキ職  
 136 金属プレス工、打抜工  
 137 ドラムかん、ブリキ缶製造工  
 138 ガス熔接工  
 139 電気熔接工  
 140 その他の溶接工  
 141 はんだ付工  
 142 パイプ工(造船所の銅工を含む)  
 143 鉛管工、鉛工  
 144 金属彫刻工  
 145 目立工  
 146 刃物研ギ工  
 147 レンズ研ま工  
 148 レンズ心出、心取工  
 149 その他のレンズ工  
 150 ガラス目盛工  
 151 その他の目盛工  
 152 針金細工工  
 153 電線被装工  
 154 巻線工  
 155 絶縁工  
 156 配線工  
 157 乾電池組立工  
 158 蓄電池製造工  
 159 電球放電管製造工  
 160 真空管X線管製造工  
 161 機械製びょう工  
 162 バネ工  
 163 針布工
- 164 義肢仕上工、組立工  
 165 綱具工、索具工  
 166 その他の機械器具製作業者
- 16 機械器具の仕上、組立、修繕作業**  
 167 手仕上工  
 168 機械器具部品仕上組立工  
 169 機械器具総組立工  
 170 レンズ調整工、バルサム工  
 171 計器組立工  
 172 航空機用金属プロペラ仕上工  
 173 航空機用木製プロペラ仕上工  
 174 航空機部品組立工  
 175 航空機総組立工  
 176 航空機ぎ装工  
 177 造船ぎ装工  
 178 自動車組立工、修繕工  
 179 電気機械器具組立工  
 180 電気通信機組立工  
 181 内張工、シート張工  
 182 かざり職  
 183 時計組立工、修繕工  
 184 機械器具装置工、修繕工、保全工  
 185 工具保全工
- 17 化学製品の製造業者**  
 186 硫酸工  
 187 塩酸工  
 188 硝酸工  
 189 さく酸工  
 190 ソーダ工  
 191 石灰炉工  
 192 カーバイド工  
 193 人造研ま材製造工(旋盤による仕上工を除く)  
 194 アセトン工  
 195 硫安工  
 196 石灰窒素工  
 197 さく酸繊維素工  
 198 硝化綿工  
 199 火薬工  
 200 火工  
 201 染料工  
 202 顔料工  
 203 塗料工  
 204 アンモニア合成工  
 205 アルコール製造工  
 206 しょう脳精製工  
 207 燐製造工  
 208 二硫化炭素工  
 209 その他の薬品製造工  
 210 圧縮ガス工  
 211 油脂搾出工、精製工  
 212 油脂加工工  
 213 グリセリン工  
 214 石炭乾溜工  
 215 タール分溜工  
 216 人造石油工  
 217 石油工  
 218 ガス発生炉工  
 219 マッチ工  
 220 合成ゴム工  
 221 ゴム製錬工  
 222 ゴム成型工、加工工(旋盤によるものを除く)  
 223 ゴム加硫工

- 224 セルロイド素地工  
 225 セルロイド成型工、加工工  
 226 人造レジン工  
 227 人造レジン成型工、加工工(旋盤によるものを除く)
- 228 バルブ工  
 229 製紙工  
 230 加工紙工  
 231 バルカナイズドファイバー工(旋盤による仕上工を除く)
- 232 人絹、スフ、セロファン原液工  
 233 人絹、スフ紡糸工  
 234 人絹、スフ仕上工  
 235 セロファンしょう紙工  
 236 革なめし工  
 237 毛皮なめし工  
 238 黒鉛製造工  
 239 電極工(旋盤による仕上工を除く)  
 240 活性炭工  
 241 製塩作業  
 242 アルミナ製造工  
 243 その他の化学製品の製造作業
- 18 窯業、土石類の加工業者  
 244 窯業原料工  
 245 成型工(旋盤によるものを除く)  
 246 施ゆう工  
 247 焼成工  
 248 窯業仕上工(旋盤によるものを除く)  
 249 黒鉛ルツボ工  
 250 陶工  
 251 セメント焼成工  
 252 ガラス熔融工  
 253 ガラス吹工  
 254 板ガラス製造工  
 255 型物ガラス工、機械製びん工  
 256 ガラス銀引工  
 257 特種ガラス工  
 258 ガラス加工工、細工工  
 259 石綿紡織工  
 260 石綿工、保温工  
 261 瓦製造職  
 262 石細工職  
 263 宝石細工職  
 264 その他の窯業、土石類の加工業者
- 19 紡織品製造業者  
 265 製糸工  
 266 麻原線工  
 267 紡績工  
 268 ねん糸工  
 269 織布工  
 270 起毛工、せん毛工  
 271 フェルト工  
 272 精練、漂白工  
 273 染物職、浸染工  
 274 機械なつ染工  
 275 刺しゅう職  
 276 編物工、組ひも工、メリヤス編立工  
 277 洗張、洗たく職  
 278 製網工(わら製品を除く)  
 279 製網工(わら製品を除く)  
 280 その他の紡織品製造業者
- 20 被服・身のまわり品製造業者  
 281 仕立職  
 282 洋裁師  
 283 裁断工  
 284 ミシン工  
 285 帽子製造工(麦わら帽、パナマ帽製造工を除く)  
 286 せんす、うちわ製造職  
 287 ちょうちん、かさ、かつば職  
 288 洋がさ製造職  
 289 げた職  
 290 ぞうり、はきもの表、はなお製造職  
 291 その他の被服、身のまわり品製造業者
- 21 印刷、紙製品製造業者  
 292 文選工、植字工、解版工  
 293 活字鑄造工  
 294 製版工、紙型工  
 295 印刷工  
 296 写真師、写真工  
 297 製本職  
 298 表具師  
 299 紙はこ製造工  
 300 その他の印刷、紙製品製造業者
- 22 皮革、骨、羽毛類製品の製造業者  
 301 革選定工、裁断工  
 302 革縫工  
 303 革靴製造工  
 304 馬あん工  
 305 その他の皮革製品製造工  
 306 骨、角、甲、きば、貝類細工職  
 307 はげ、その他の羽毛品類の製造業者
- 23 木、竹、草、つる類製品の製造業者  
 308 製材工  
 309 調木工、木羽割職  
 310 合板工  
 311 人造板製造工  
 312 コルク加工工  
 313 木工  
 314 木型工(鑄物木型工を除く)  
 315 船大工、車大工  
 316 建物指物職  
 317 たる、おけ職  
 318 曲物職  
 319 畳表、むしろ、ござ織職  
 320 畳職  
 321 たが、かご、こうり類製造職  
 322 その他の木、竹、草、つる類製品の製造業者
- 24 飲食料品、嗜好品製造業者  
 323 精米、精穀工  
 324 製粉工、でんぶん工  
 325 めん類、ふ製造工  
 326 豆腐、湯葉、こんにやく製造工  
 327 菓子、水あめ製造工  
 328 パン製造工  
 329 製糖工  
 330 こうじ製造工  
 331 みそ、しょうゆ、酢醸造工  
 332 和酒醸造工、とじ  
 333 その他の酒類製造工  
 334 清涼飲料製造工  
 335 かん詰、びん詰、食料品製造工  
 336 製茶工  
 337 たばこ製造工  
 338 製氷工、冷凍工

- 339 料理人、コック
- 340 その他の飲食料品、嗜好品製造業者
- 25 **その他の製品の製造業者**
  - 341 その他の製品の製造業者
- 26 **土木建築業者**
  - 342 大工
  - 343 左官
  - 344 コンクリートわく組工
  - 345 鉄筋工、鉄網工
  - 346 コンクリート工
  - 347 れんが積工、タイル職、築炉工
  - 348 石工
  - 349 屋根職
  - 350 道路工夫、アスファルト舗装工
  - 351 線路工夫、保線夫
  - 352 とび職
  - 353 潜水夫
  - 354 その他の土木建築業者
- 27 **電気に関する業者**
  - 355 発電電工
  - 356 通信電気装置工
  - 357 その他の電工
- 28 **絵付塗装、メッキ業者**
  - 358 画工、絵付工
  - 359 漆工、まき絵師
  - 360 塗装工
  - 361 メッキ工(皮膜防錆工を含む)
  - 362 金属酸洗工、洗じよう工
  - 363 砂吹工
  - 364 バフみがき工
- 29 **実験、試験、検査業者**
  - 365 実験工、試験工、分析工
  - 366 機械器具部品検査工
  - 367 機械器具検査工
  - 368 船体検査工
  - 369 機械試運転工
  - 370 紡織品検査工
  - 371 選別工、検査工
- 30 **運輸、運搬業者**
  - 372 機関士、運転士、機関助手(蒸気機関車)
  - 373 運転手、助手(電気機関車、電車、自動車)
  - 374 自動車運転手
  - 375 車掌
  - 376 操車手、連結手、転てつ手、信号手、踏切手
  - 377 船舶運転士(総トン数40トン未満の船舶の船長および運転士)
  - 378 船舶機関士(総トン数40トン未満の船舶の船長および運転士)
  - 379 かじ手、水夫、舟夫
  - 380 航空機整備員
  - 381 人力車夫、馬方、ぎよ者
  - 382 荷扱夫、仲仕、倉庫夫、運搬夫、配達夫
- 31 **通信業者**
  - 383 有線電信通信士
  - 384 無線電信通信士
  - 385 電話交換手
  - 386 てい信集配員
- 32 **医療、理容従事者**
  - 387 歯科技工
  - 388 看護婦
  - 389 産婆
  - 390 あん摩、しんきゆう師

- 391 接骨師
- 392 その他の医療従事者
- 393 理髪師、髪結、美容師
- 33 **商業的業者**
  - 394 物品売買業者、仲買人
  - 395 店員、売子、注文取、集金人
- 34 **接客業**
  - 396 旅館、料理店等の番頭、女中、給仕人
  - 397 芸ぎ、しょうぎ、しゃく婦
- 35 **家事使用人**
  - 398 家事使用人
- 36 **その他の業者**
  - 399 企画手
  - 400 守衛監督
  - 401 原動機(電動機を除く)巻上機、ポンプ、送風機、空気圧縮機、コンベアの運転工
  - 402 起重機運転士
  - 403 汽かん士
  - 404 火夫、油差
  - 405 看貫掛、検量工
  - 406 包装掛、びん詰工、たる詰工
  - 407 荷造工
  - 408 小使、給仕、雑役者
  - 409 見習工、養成工(他に分類せられざるもの)
  - 410 その他の業者

IV 公務者、自由職業者、その他の職業者

- 37 **官吏、公吏**
  - 411 一般の官吏、公吏(他に分類せられざるもの)
  - 412 神官、神職
- 38 **宗教家**
  - 415 神道教師
  - 416 僧侶、仏教布教師
  - 417 牧師、キリスト教伝道師
  - 418 その他の宗教家
- 39 **教育者、研究員**
  - 419 小学校教員
  - 420 理科的科目担当教員
  - 421 文科的科目担当教員
  - 422 その他の教職員
  - 423 文化科学、社会科学研究員
- 40 **法務者**
  - 424 判事、検事
  - 425 弁護士
  - 426 執達吏、公証人、司法代書人
- 41 **記者、芸術家、文芸家**
  - 427 記者
  - 428 著述家、文芸家
  - 429 画家、図案家、彫塑家
  - 430 音楽家、舞踊家、俳優
  - 431 その他の芸術家、遊芸人
- 42 **その他の職業者**
  - 432 その他の職業者

※小分類番号413、414は欠番

【付表5】昭和22年臨時国勢調査における職業分類

I 事務的職業

1 事務者

- 1 経営者、管理人、支配人
- 2 一般事務者
- 3 一般の官吏

II 自由職業

2 教育者

- 4 文化的科目担当教員
- 5 理科的科目担当教員
- 6 その他の教員

3 研究者

- 7 文化科学研究者
- 8 自然科学研究者

4 法務者

- 9 法務者

5 宗教家

- 10 宗教家

6 医療保険的職業

- 11 医師、歯科医師、薬剤師
- 12 獣医師、獣医手
- 13 助産婦、看護婦、保健婦、栄養士
- 14 その他の医療保健的職業

7 記者、芸術家、文芸家、著述家

- 15 記者、芸術家、文芸家、著述家

8 その他の自由職業

- 16 その他の自由職業

III 農林水産技術者・作業者

9 農林水産技術者

- 17 栽培技術者
- 18 養蚕技術者
- 19 畜産技術者
- 20 林産技術者
- 21 水産技術者

10 農林水産作業者

- 22 農耕作業者
- 23 養蚕作業者
- 24 畜産作業者
- 25 林産作業者
- 26 水産作業者

IV 鉱山技術者・作業者

11 鉱山技術者

- 27 鉱山技術者

12 鉱山作業者

- 28 鉱山坑内夫
- 29 鉱山坑外夫

V 工的技術者・作業者

13 工的技術者

- 30 冶金技術者
- 31 機械技術者
- 32 化学技術者、窯業技術者
- 33 紡織染色技術者
- 34 土木建築技術者
- 35 電気技術者
- 36 その他の工的技術者

14 製錬作業者

- 37 製鉄工
- 38 製鋼工

39 非鉄金属製錬工

40 その他の製錬作業者

15 製図現図作業者

- 41 製図工
- 42 現図工

16 金属材料の製造加工作業者

- 43 圧延伸張工
- 44 鍛造工
- 45 その他の金属材料製造加工作業者

17 機械器具製造作業者

- 46 工作機械工
- 47 熔接工
- 48 パイプ工(鉛工及び造船所の銅工を含む)
- 49 レンズ工
- 50 電線被装工
- 51 巻線工
- 52 配線工
- 53 その他の機械器具製造作業者

18 機械器具仕上組立修繕作業者

- 54 時計組立工・修繕工
- 55 自動車組立工・修繕工
- 56 自転車組立工・修繕工
- 57 その他の機械器具仕上組立修繕作業者

19 化学的製造作業者

- 58 化学肥料工
- 59 発火物製造工
- 60 染料、顔料、塗料工
- 61 油脂工
- 62 ゴム工
- 63 セルロイド人造レジン工
- 64 製紙工
- 65 人絹スフ、セロファン工
- 66 鞣工
- 67 製塩作業者
- 68 その他の化学的製造作業者

20 窯業土石類加工作業者

- 69 陶磁器工
- 70 セメント焼成工
- 71 板ガラス工
- 72 ガラス製品製造工
- 73 その他の窯業土石加工作業者

21 繊維製造作業者

- 74 製糸工
- 75 紡績工
- 76 職布工
- 77 染色工
- 78 メリヤス編立工
- 79 その他の繊維製造作業者

22 その他の工的製造作業者

- 80 印刷工
- 81 写真師、写真工
- 82 製本職
- 83 革靴製造工
- 84 骨、角、牙、甲貝類細工職
- 85 刷毛その他の羽毛品の製造作業者
- 86 建具指物職
- 87 樽桶職
- 88 畳職
- 89 料理人、コック
- 90 その他の工的製品製造作業者

23 土木建築作業者

- 91 大工
- 92 左官
- 93 煉瓦積工、タイル職、築炉工
- 94 石工
- 95 屋根職
- 96 鳶職
- 97 潜水夫
- 98 その他の土木建築作業者
- 24 電気作業者
  - 99 電気作業者
- 25 塗装、メッキ、漆作業者
  - 100 画工、漆工、蒔絵師
  - 101 塗装、メッキ工
- 26 実験、試験、検査作業者
  - 102 実験工、試験工、分析工、検査工

#### VI 交通的職業

- 27 運輸的職業
  - 103 船舶職員
  - 104 普通船員
  - 105 鉄道軌道の運転士機関士及びその助手
  - 106 自動車運転手
  - 107 車掌
  - 108 荷扱夫
  - 109 その他の運輸的作業者
- 28 通信的職業
  - 110 電気通信技術者(有線無線電信通信士以外の通信手)
  - 111 電気通信通信士
  - 112 電話交換手
  - 113 その他の通信的作業者

#### VII 商的職業

- 29 商的作業者
  - 114 物品販売作業者、店員、売子、仲買人、注文取、集金人
- 30 接客者
  - 115 旅館料理店等の番頭、女中、給仕人
  - 116 芸妓、酌婦、社交ダンサー
  - 117 理髪、結髪、美容師

#### VIII 家事使用人

- 31 家事使用人
  - 118 家事使用人

#### IX その他の職業

- 32 その他の作業者
  - 119 その他の作業者
- 33 その他の職業者
  - 120 その他の職業者

#### X 無職業者

- 34 無職業者
  - 121 収入財産に依る無職業者
  - 122 学生、生徒
  - 123 その他の無職業者

[出所] 『職業別就業者の時系列比較』昭和45年国勢調査資料シリーズNo.7

【付表6】昭和25年国勢調査における職業分類

I 専門的技術的職業

1 技術的従業者

- 1 採鉱及び冶金技術者
- 2 土木建築施工監督技術者
- 3 土木建築計画設計技術者
- 4 化学工業技術者
- 5 機械工業技術者
- 6 電気工業技術者
- 7 農業技術員(蚕業を除く)
- 8 蚕業技術員
- 9 林業技術員
- 10 漁業及び水産養殖技術員
- 11 測量技術者
- 12 ラジオ放送技術員及び無線通信士
- 13 製図員及び写図員
- 14 その他の技術的従業者
- 15 航海士、船舶機関士及び水先案内人(機関長を除く)

2 教授及び教師

- 16 高等、中、小学校及び幼稚園の教師
- 17 大学、高等(旧)専門学校の教師
- 18 その他の学校の教師

2 その他の専門的従業者

- 19 医師
- 20 歯科医師
- 21 獣医師
- 22 薬剤師
- 23 栄養士
- 24 保健婦
- 25 助産婦
- 26 看護婦
- 27 その他の医療衛生技術者
- 28 あんま、マッサージ師、柔道整復師及びはり、きゅう師
- 29 その他の療術師
- 30 著述者
- 31 編集者及び記者
- 32 音楽家及び音楽教師(学校を除く)
- 33 俳優、舞踊家その他の舞台芸術家及びそれらの教師(学校を除く)
- 34 画家、彫刻家その他の美術家及びそれらの教師(学校を除く)
- 35 職業スポーツ家及び関連従業者
- 36 その他の芸人
- 37 自然科学研究機関の研究者
- 38 人文科学研究機関の研究者
- 39 写真師
- 40 図案家及びデザイナー
- 41 裁判官、弁護士、弁理士及び関連従業者
- 42 会計士
- 43 宗教家及び宗教教師(学校を除く)
- 44 社会福祉事業職員(他に分類されない)
- 45 その他の専門的従業者

II 管理的職業

- 46 国家公務員(課長以上)(他に分類されない)
- 47 地方公務員(課長以上)(他に分類されない)
- 48 駅長、区長及び助役
- 49 鉄道専務車掌
- 50 郵便局長及び電報電話局業務長
- 51 会社役員
- 52 その他の支配人及び管理者

53 小売店の支配人及び管理者

54 船長、機関長及び事務長(漁船を除く)

III 事務従事者

- 55 会計事務員
- 56 速記者、タイピスト及び筆耕
- 57 図書事務員
- 58 郵便局事務職員
- 59 郵便電信集配人
- 60 有線電信通信員
- 61 電話交換手
- 62 駅務従事員
- 63 集金人
- 64 給仕
- 65 その他の事務従事者
- 66 鉄道(専務を除く)電車、バス車掌

IV 販売従業者

- 67 呼売人、行商人及び露店商人
- 68 公債及び有価証券の販売人
- 69 不動産の販売人及び仲立人
- 70 保険代理人及び保険外交員
- 71 広告宣伝人及び広告代理人
- 72 勧誘員及び外交員(他に分類されない)
- 73 商品の仲買人及び仲立人
- 74 販売に従事する飲食店主
- 75 販売に従事する小売店主(他に分類されない)
- 76 販売店員及びその他の販売従業者(他に分類されない)一産業別一

V 農夫、伐木夫、猟師、漁夫及び類似従業者

1 農夫、牧夫及び類似従業者

- 77 農耕作業者
- 78 養蚕作業者
- 79 畜産作業者
- 80 農耕賃金労働者
- 81 養蚕賃金労働者
- 82 畜産賃金労働者
- 83 農耕家族従業者
- 84 養蚕家族従業者
- 85 畜産家族従業者
- 86 植木職及び造園師

2 伐木夫、猟師及び類似従業者

- 87 伐木夫
- 88 運材夫
- 89 植林夫及び手入夫
- 90 特殊林産物生産採取人
- 91 炭焼夫及び製薪夫
- 92 猟師及びその他の捕獲人

3 漁夫及び類似従業者

- 93 漁業者(賃金労働者を除く)
- 94 漁業賃金労働者
- 95 潜水漁夫
- 96 藻、貝類採取人
- 97 水産養殖従業者
- 98 漁船の船長、機関長及び事務長

VI 採鉱、採石的職業

- 99 採鉱夫及び鑿岩夫
- 100 採炭夫及び掘進夫
- 101 支柱夫及び仕操夫(充填夫を含む)
- 102 坑内運搬夫



[昭和25年 続]

- 103 選鉱夫
- 104 選炭夫
- 105 鑿井夫及び試錐夫(井戸掘職を除く)
- 106 石切出夫
- 107 土砂採取夫
- 108 採鉱採石の単純労働者
- 109 その他の採鉱採石の作業者(単純労働者を除く)
- 110 監督及び職長(採鉱採石における)

## VII 運輸的職業

- 111 バス及び乗用自動車運転手
- 112 トラック運転手
- 113 電車運転手(気動車を含む)
- 114 工場、鉱山、森林等の電車運転手及び機関車機関士
- 115 人力車夫及び輪宅タク車夫
- 116 牛馬車曳(馱者を含む)
- 117 電気機関車機関士及び機関助士
- 118 機関車機関士及び機関助士(電気機関車を除く)
- 119 水夫及び甲板部員
- 120 船頭(漁船を除く)

## VIII 特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者(他に分類されない)

### A 特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者

#### 1 金属及び金属製品関係職業

- 121 自動車組立工及び修理工
- 122 鉄道車輛組立工及び修理工
- 123 船舶(鋼船)組立工及び機装工
- 124 その他の機械組立工及び修理工
- 125 鋳造工
- 126 鍛造工
- 127 装蹄士
- 128 圧延工
- 129 熱処理工
- 130 鉄工(鉄筋工、鉄骨工、リベット工及び造船鉄木工を含む)
- 131 製缶工
- 132 鉛工及び配管工
- 133 工具工及び金型工
- 134 板金工(ブリキ職を含む)
- 135 鋳物職徒弟
- 136 鍛冶職徒弟
- 137 製銑工及び製鋼工
- 138 非鉄金属製錬工
- 139 熔接工
- 140 ヤスリ仕上げ工及び金属研磨工(手仕上げを含む)
- 141 研磨盤工
- 142 伸線工
- 143 金属プレス工
- 144 旋盤工
- 145 フライス盤工
- 146 その他の工作機械工
- 147 メッキ工(金属防錆工を含む)
- 148 その他の金属及び金属製品関係作業者(単純労働者を除く)

#### 2 繊維関係職業

- 149 繰糸工
- 150 精紡工及び粗紡工
- 151 撚糸工及び合糸工
- 152 揚返工、再繰工及び認め取工
- 153 織布工

- 154 製網工及びび製網工(金属製品を除く)
- 155 編物工及びメリヤス編立工
- 156 糸布染色工
- 157 漂白、精練及び整理工
- 158 その他の紡織関係作業者(単純労働者を除く)

#### 3 織物製品関係職業

- 159 男子洋服裁縫師
- 160 男子洋服裁縫師徒弟
- 161 和服裁縫師及びドレスメーカー
- 162 刺繍職
- 163 その他の織物製品関係作業者(単純労働者を除く)

#### 4 木材及び木製品関係職業

- 164 大工
- 165 船大工及び車大工
- 166 指物職及び木製家具職
- 167 大工徒弟
- 168 製材工
- 169 合板工
- 170 桶職及び樽職
- 171 下駄職
- 172 製造工業の大工(他に分類されない)
- 173 竹細工職
- 174 その他の木材及び木製品関係作業者(単純労働者を除く)

#### 5 据付機関、建設機械運転士及び類似従業者

- 175 蒸気機関汽罐士及び火夫(他に分類されない)
- 176 船舶機関火夫及び機関部員
- 177 内燃機関運転工
- 178 起重機運転工及び類似従業者
- 179 建設機械運転工及び類似従業者

#### 6 その他の特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者

- 180 パン及び菓子職
- 181 製穀工及び製粉工
- 182 宝石、貴金属鋳職及び細工職
- 183 時計組立工及び修理工
- 184 文選工及び植字工
- 185 製版工
- 186 印刷工
- 187 製本工
- 188 製靴職及び修繕職(工場におけるものを除く)
- 189 レンズ職(眼鏡師を含む)
- 190 ガラスはめ職
- 191 装飾師
- 192 内張職
- 193 塗装工(絵付工及び漆工を除く)
- 194 屋根職
- 195 左官
- 196 石工
- 197 煉瓦積工及びタイル張工
- 198 コンクリート工
- 199 裱具師
- 200 電気工
- 201 電線架線工
- 202 映写技師
- 203 日本酒醸造職
- 204 豆腐製造職
- 205 麵類製造職
- 206 彫刻師及び印刷師
- 207 陶磁器工
- 208 絵付工
- 209 傘、提灯職

[昭和25年 続]

- 210 漆工
- 211 鳶職
- 212 畳職
- 213 監督及び職長(他に分類されない)－産業別－
- 214 宝石、貴金属鋳職徒弟
- 215 屋根職徒弟
- 216 左官徒弟
- 217 石工徒弟
- 218 袈具師徒弟
- 219 陶磁器工徒弟
- 220 漆工徒弟
- 221 畳職徒弟
- 222 屠殺夫
- 223 染色工(糸布を除く)
- 224 洗濯工及び洗張職
- 225 袋物職
- 226 発電工及び変電工
- 227 井戸掘職
- 228 熱絶縁工
- 229 発破係
- 230 潜水夫
- 231 操車掛、信号係、転轍手及び連結手
- 232 その他の特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者(他に分類されない)－産業別－

**X 分類不能の職業**

- 264 葬儀屋及び火葬場火夫
- 265 芸妓、ダンサー及び接客婦
- 266 分類不能の職業

**B 単純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)**

**7 単純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)**

- 233 土工
- 234 道路工夫
- 235 鉄道線路工手
- 236 駅手及び類似従業者
- 237 沖仲仕及び沿岸仲仕
- 238 仲仕(沖仲仕及び沿岸仲仕を除く)
- 239 運搬夫(他に分類されない)
- 240 人夫雑役(他に分類されない)
- 241 配達人(トラック運転手及び牛馬車曳を除く)

**IX サービス職業**

**1 家事サービス従業者**

- 242 女中(個人の家庭の)
- 243 派出婦
- 244 その他の家庭使用人

**2 保安サービス従業者**

- 245 警察官、海上保安官及び鉄道公安官
- 246 消防員
- 247 守衛及び監視人
- 248 踏切番及び橋番
- 249 その他の保安サービス従業者

**3 その他のサービス従業者**

- 250 料理人(個人の家庭を除く)
- 251 旅館、下宿の番頭
- 252 寄宿舎、舎監及び寮母
- 253 女中及び給仕人(個人の家庭を除く)
- 254 理髪師及び美容師
- 255 浴場従業者
- 256 靴磨
- 257 赤帽及びポーター
- 258 携帯品預り人及び下足番
- 259 エレベーター係
- 260 掃除人(機械掃除人を除く)
- 261 娯楽場、競技場の従業員(他に分類されない)
- 262 ガイド
- 263 その他のサービス従業者

【付表7】 昭和30年国勢調査における職業分類

- I 専門的、技術的職業従事者
- (1) 技術者
- 1 採鉱技術者
  - 2 冶金技術者
  - 3 機械技術者
  - 4 電気技術者
  - 5 電気通信機操作技術者
  - 6 化学技術者
  - 7 土木建築技術者
  - 8 農林技術者
  - 9 その他の技術者
- (2) 教員
- 10 高等、中、小学校および幼稚園の教員
  - 11 大学教員
  - 12 その他の学校の教員
- (3) 医療保健技術者
- 13 医師
  - 14 歯科医師
  - 15 獣医師
  - 16 薬剤師
  - 17 保健婦
  - 18 助産婦
  - 19 看護婦
  - 20 あんま、はり、灸師、柔道整復師
  - 21 その他の医療保健技術者
- (4) 芸術家
- 22 画家、彫刻家およびその他の美術家
  - 23 音楽家
  - 24 俳優、舞踊家、演芸家
  - 25 図案家、デザイナー
- (5) その他の専門的職業従事者
- 26 著述者、記者、編集者
  - 27 科学研究者
  - 28 裁判官、検察官、弁護士、公証人
  - 29 弁理士、税理士、公認会計士およびその他の類似職業従事者
  - 30 宗教家
  - 31 社会福祉事業専門職員
  - 32 写真師
  - 33 その他の専門的職業従事者
- II 管理的職業従事者
- (6) 管理的職業従事者
- 34 管理的公務員
  - 35 会社役員
  - 36 小売店の支配人および管理者
  - 37 卸売店の支配人および管理者
  - 38 その他の管理的職業従事者
- III 事務従事者
- (7) 事務従事者
- 39 一般事務員
  - 40 速記者、タイピスト、筆耕
  - 41 会計事務員
  - 42 集金人
- (8) 交通、通信事務従事者
- 43 郵便事務員
  - 44 郵便、電信集配人
  - 45 有線電信通信員
  - 46 電話交換手
- 47 駅務従事員
- IV 販売従事者
- (9) 販売従事者
- 48 小売店主
  - 49 卸売店主
  - 50 飲食店主
  - 51 販売人
  - 52 行商人、露店商人、呼売人
  - 53 外交員(保険を除く)
- (10) 仲立売買従事者および類似職業従事者
- 54 商品のブローカー
  - 55 保険外交員、保険代理人
  - 56 不動産の仲立人、売買人
  - 57 質屋の主人、店員
  - 58 その他の売買類似職業従事者
- V 農林、漁業従事者および類似職業従事者
- (11) 農林業従事者
- 59 農耕、養蚕従事者
  - 60 畜産従事者
  - 61 伐木夫
  - 62 運材夫、筏乗り
  - 63 炭焼夫、製薪夫
  - 64 植木職、造園師
  - 65 その他の農林業従事者および類似職業従事者
- (12) 漁業従事者
- 66 漁夫
  - 67 藻、貝類採取人
  - 68 水産養殖従事者
- VI 採鉱、採石従事者
- (13) 採鉱、採石従事者
- 69 金属採鉱夫
  - 70 採炭夫
  - 71 支柱夫
  - 72 坑内運搬夫
  - 73 選鉱夫、選炭夫
  - 74 採油夫、天然ガス採取夫、さく井夫
  - 75 採石夫
  - 76 土砂採取人
  - 77 その他の採鉱、採石従事者および類似職業従事者
- VII 運輸従事者
- (14) 陸上運輸機関運転従事者
- 78 機関士、電気機関士
  - 79 電車運転手
  - 80 工場、鉱山、森林等の鉄道機関士および電車運転手
  - 81 自動車運転手
- (15) 水上運輸機関運転従事者
- 82 船長、航海士、水先案内人
  - 83 船舶機関長、船舶機関士
  - 84 船頭
- (16) その他の運輸従事者
- 85 航空士、操縦士、機関士
  - 86 車掌
  - 87 操車掛、信号掛、転轍手、連結手
  - 88 水夫、甲板部員
  - 89 その他の運輸従事者

## Ⅷ 技能工、生産工程従事者および他に分類されない単純労働者

## ■(17) 金属加工および機械組立従事者

- 90 製鉄工、製鋼工
- 91 非鉄金属製錬工
- 92 鋳造工
- 93 鍛造工、鍛冶工
- 94 製缶工、鋸打工、塙げき工
- 95 圧延工、伸線工
- 96 旋盤工およびその他の工作機械工
- 97 金属プレス工
- 98 金属溶接工
- 99 板金工、ブリキ職
- 100 金属彫刻工
- 101 メッキ工
- 102 ヤスリ工およびその他の手仕上げ工
- 103 機械組立工、修理工
- 104 装蹄師
- 105 その他の金属加工従事者

## ■(18) 電気機械器具製造従事者

- 106 電気機械組立工および修理工
- 107 電球、真空管、蛍光灯製造工
- 108 被覆電線製造工
- 109 その他の電気機械器具製造工

## ■(19) 運輸装置製造従事者

- 110 自動車組立工および修理工
- 111 鉄道車両組立工および修理工
- 112 造船ぎ装工
- 113 自転車組立工および修理工
- 114 航空機組立工および修理工

## ■(20) 貴金属および光学機械、精密機械製造従事者

- 115 貴金属細工師
- 116 時計組立工および修理工
- 117 レンズ研磨工および調整工
- 118 計器、光学機械組立工
- 119 その他の精密機械製造従事者

## ■(21) 紡織従事者

- 120 製糸工
- 121 紡績工
- 122 撚糸工、合糸工
- 123 揚返工、総取工
- 124 織機準備工
- 125 織布工
- 126 漂白工、精練工
- 127 染色工
- 128 編物工、メリヤス編立工
- 129 製鋼工、製網工(藁を除く)
- 130 その他の紡織従事者

## ■(22) 織物製品製造従事者

- 131 洋服仕立職
- 132 裁断師、ドレスメーカー
- 133 ミシン工
- 134 その他の織物製品製造従事者

## ■(23) 木材および木、竹、草、蔓製品製造従事者

- 135 製材工
- 136 合板工
- 137 指物職、建具職、家具職
- 138 船大工、車大工
- 139 木工
- 140 下駄職

141 桶職、樽職

142 藁、草、蔓製品製造工

143 竹細工工

144 その他の木、竹、草、蔓製品製造従事者

## ■(24) 紙および紙製品製造従事者

- 145 製紙工
- 146 紙、ファイバー製品製造工
- 147 その他の紙および紙製品製造従事者

## ■(25) 印刷、製本従事者

- 148 製版工
- 149 印刷工
- 150 製本工
- 151 その他の印刷、製本従事者

## ■(26) ゴムおよびゴム製品製造従事者

- 152 ゴム工
- 153 ゴム成型工、ゴムタイヤ修理工
- 154 その他のゴムおよびゴム製品製造従事者

## ■(27) 皮革および皮革製品製造従事者

- 155 製革工
- 156 製靴工および修理工
- 157 その他の皮革および皮革製品製造従事者

## ■(28) 窯業および土石製品製造従事者

- 158 原料工
- 159 ガラス成型工
- 160 絵付工
- 161 陶磁器工
- 162 七宝工、珐瑯工
- 163 煉瓦、瓦、土管製造工
- 164 セメント製造工
- 165 セメント製品製造工
- 166 石工
- 167 その他の窯業および土石製品製造従事者

## ■(29) 飲食品製造および加工従事者

- 168 精穀工、製粉工
- 169 パン、菓子製造工
- 170 製茶工
- 171 麺類製造工
- 172 豆腐、こんにゃく、麩、湯葉製造工
- 173 製糖工
- 174 ビール醸造工
- 175 和種醸造工
- 176 味噌、醤油醸造工
- 177 かん詰、びん詰製造工
- 178 水産物加工工
- 179 その他の飲食品製造および加工従事者

## ■(30) 化学薬品および化学製品製造従事者

- 180 化学工
- 181 成型物成型工および仕上工
- 182 動植物油脂工
- 183 硬化油工、石鹼工
- 184 その他の化学薬品および化学製品製造従事者

## ■(31) その他の製造従事者および技能工(他に分類されない)

- 185 タバコ製造工
- 186 塩田夫
- 187 塗装工
- 188 漆塗師、蒔絵師
- 189 内張工
- 190 表具師
- 191 内傘、提灯、団扇職
- 192 印判師

[昭和30年 続]

- 193 甲、角、貝、牙類製品製造工
- 194 洋傘製造工(洋傘骨を除く)
- 195 袋物職
- 196 製図工
- 197 映写技師
- 198 その他の製造工および技能工
- (32) 建設従事者
  - 199 土木建築請負師
  - 200 大工
  - 201 屋根職
  - 202 左官
  - 203 畳職
  - 204 鳶職
  - 205 煉瓦積工、タイル張工
  - 206 配管工
  - 207 その他の建設従事者
- (33) 電気従事者
  - 208 発電工、変電工、配電盤工
  - 209 電線架線工
  - 210 その他の電気従事者
- (34) 据付機関および建設機械運転従事者
  - 211 汽缶士、火夫
  - 212 船舶機関火夫、機関部員
  - 213 起重機運転工および類似職業従事者
  - 214 建設機械運転工
  - 215 その他の据付機関運転従事者
- (35) 他に分類されない単純労働者
  - 216 倉庫夫
  - 217 包装工、荷造工
  - 218 道路工夫
  - 219 線路工手
  - 220 駅手
  - 221 仲仕、運搬夫
  - 222 配達夫
  - 223 土工
  - 224 その他の単純労働者

Ⅸ サービス職業従事者

- (36) 家事サービス従事者
  - 225 家事女中
  - 226 派出婦
  - 227 その他の家事サービス従事者
- (37) 保安サービス従事者
  - 228 警察官、海上保安官、鉄道公安職員
  - 229 自衛官
  - 230 消防員
  - 231 守衛、監視人
  - 232 その他の保安サービス職業従事者
- (38) その他のサービス職業従事者
  - 233 旅館、下宿、貸席等の主人、番頭
  - 234 舎監、寮母、保母
  - 235 女中、給仕人
  - 236 料理人、バーテンダー
  - 237 スポーツ家
  - 238 娯楽場、遊技場等の接客従事者
  - 239 理髪師、美容師
  - 240 洗濯職、洗張職
  - 241 浴場主、浴場従事者
  - 242 一時預り人、賃貸人、下足番
  - 243 芸妓、ダンサー、接客婦

- 244 マネキン、ファッションモデルおよびその他の広告宣伝人
- 245 その他のサービス職業従事者

X 分類不能の職業

- (39) 分類不能の職業
  - 246 分類不能の職業

# 日本統計研究所

## オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
77	首都 60 キロ圏における移動ホットスポットの検出	2017.03
78	地域間移動における転出・転入移動圏とその特徴—首都 60 キロ圏を対象地域として—	2017.04
79	首都 60 キロ圏における 20 歳代移動者の移動圏について	2017.04
80	1880 年ドイツ帝国営業調査構想について—エンゲルの「建白書」を中心にして—	2017.04
81	転出入移動圏から見た地域人口移動の方向的特性について	2017.05
82	ビスマルク政権とプロイセン統計局 1862-82 年—エンゲルのプロイセン統計局退陣をめぐって—	2017.05
83	角度情報を用いた東京 40 キロ圏の子育期世代の移動分析	2017.06
84	移動選好度による居住移動圏の検出—住民基本台帳人口移動報告「参考表」(2012-16 年)による分析—	2017.10
85	九州・沖縄地方の域内移動から見た移動圏とその構造	2018.01
86	QGIS による西武国分寺線沿線の産業構造分析	2018.02
87	The Simulation Results of Expenditure Patterns of Virtual Marriage Households Consisting of Working Couples Synthesized by Statistical Matching Method	2018.03
88	ロジャーズ-ウィルキンス・モデルの東京都の人口への応用	2018.03
89	わが国の三大都市圏における移動圏とその構造	2018.04
90	居住地移動者数の将来動向に関する一考察—2016-20 年期～2046-50 年期の都道府県間比較—	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出—新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治 12 年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成—夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04

オケージョナル・ペーパー No.99

2019 年 5 月 10 日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原 4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄